令和２年第１回　飯塚市議会会議録第４号

令和２年３月４日（水曜日）　午前１０時００分開議

〇議事日程

日程第９日　　３月４日（水曜日）

第１　一般質問

〇会議に付した事件

議事日程のとおり

〇議長（上野伸五）
これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。３番　光根正宣議員に発言を許します。３番　光根正宣議員。
〇３番（光根正宣）
公明党の光根でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、防災・減災について行っていきたいと思います。
まず、無電柱化についてお聞きいたします。１９９５年の阪神淡路大震災においては、約８１００本の電柱、２０１１年の東日本大震災においては、約５万６千本の電柱が倒壊いたしました。この倒壊により、緊急車両や生活物資支援車両の通行が妨げられ、被災者の救援や復旧に大きな弊害となりました。また、昨年の関東地方を襲いました台風１５号でも、約２千本の電柱が損壊、約９３万戸が停電いたしました。地震だけではなく、台風による被害も今後ふえてまいります。
そこでお聞きいたしますが、平成２８年１２月に施行されました無電柱化の推進に関する法律に基づき、国土交通省は平成３０年４月に無電柱化推進計画を策定しておりますが、無電柱化に関しての国の施策は、どのようなものかお尋ねいたします。
〇議長（上野伸五）
都市建設部長。
〇都市建設部長（堀江勝美）
平成２８年１２月に施行された無電柱化の推進に関する法律では、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的としています。また、昨年の台風１５号の暴風雨によって、千葉県を初め、各地で電柱などが倒れ、ライフラインが長期間にわたり寸断されたことを受け、無電柱化に向けてさらなる取り組みがなされております。
〇議長（上野伸五）
３番　光根正宣議員。
〇３番（光根正宣）
それでは、福岡県でも無電柱化法に基づき、福岡県無電柱化推進計画を策定しておりますが、

その計画の内容はどのようなものか、お聞かせください。
○議長（上野伸五）
　都市建設部長。
○都市建設部長（堀江勝美）
　無電柱化法におきましては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱化推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定されていることから、無電柱化法に基づく福岡県無電柱化推進計画として、県内の今後の無電柱化の基本的な方針、目的、施策等を定めているものでございます。具体的な計画としましては、福岡県地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路や景観形成、観光振興を対象とする路線、また、バリアフリー化等の安全、円滑な交通確保及び道路事業等にあわせた無電柱化を推進することとし、国道で５路線、県道で４路線、市道で５路線の計１４路線、延長１７．１キロメートルが無電柱化計画道路となっております。なお、本計画では、本市の計画はございません。
○議長（上野伸五）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　無電柱化については、地中埋設方式と地中埋設方式以外の方式があるようですが、一般的には電気や電話線などを同時に埋設する電線共同溝方式が行われてきました。しかしながら、これは１キロ当たり約５．３億円かかると見込まれ、かなりコストがかかると言われております。無電柱化の整備に対して、交付金などの財政支援はあるのでしょうか。
○議長（上野伸五）
　都市建設部長。
○都市建設部長（堀江勝美）
　無電柱化の整備につきましては、地域における総合的な事前防災・減災対策及び生活空間の安全確保に直結するものであることから、社会資本整備総合交付金を活用することができ、事業費の５５％の補助を受けることができます。
○議長（上野伸五）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　それでは、本市における無電柱化の現状と、今後の計画等についてお聞かせください。
○議長（上野伸五）
　都市建設部長。
○都市建設部長（堀江勝美）
　無電柱化の現状につきましては、ＪＲ新飯塚駅西口交差点から、西町の明治町入口交差点までの１２４０メートルと、コスモスコモン前の市道２４０メートルにおいて整備されております。また、今後の計画等につきましては、現在整備予定はございませんが、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路について検討していく必要があると考えております。
○議長（上野伸五）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　国土交通省によりますと、２０１７年度末の無電化率は、ロンドン、パリ、香港、シンガポールは１００％、ソウルは４９％、我が国では、各自治体も計画の策定や条例等で普及推進しているようでございますが、最高でも東京が７．８％となっており、低調な進捗のようです。先ほど推進していく必要があると考えておられるとのことですので、今後の本市の無電柱化推進計画の

策定並びに道路事業や開発事業において、事業とあわせて進めていただきたいと要望いたします。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

次に、木造住宅密集地の防災対策等についてでございますが、別の機会にさせていただきたいと思います。

最後の感震ブレーカーについてのみ質問させていただきます。大規模な地震では、地震発生時はほとんどの家で停電が発生すると考えられます。その後、電気が復旧することで電化製品が稼働し、火災が発生することが推定されています。いわゆる通電火災というものでございますが、地震による火災の過半数は、電気が原因ということでございます。地震の場合、電源ブレーカーを落としてから避難するのが鉄則でございます。しかしながら、そんな状況の中、ブレーカーを落とすというのはなかなか難しいことだと思います。地震に対応し、電気火災を防止するための感震ブレーカーというものがありますが、まだまだ認知度が低いように思います。そこで、本市において、この感震ブレーカーの普及推進について、現状をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

質問者が言われる地震が引き起こす火災につきましては、発生直後、また停電から電気が復旧した際の通電による２種類がございます。一般的なブレーカー等は漏電には対応しておりますが、地震には対応できていないようでございます。感震ブレーカーとは、震度５強の強い揺れを感知した場合に自動的にブレーカーを落とすことで電気の供給を遮断し、電気が原因となる火災事故を防ぐ装置のことになります。災害はいつ、どこでも起こる可能性があり、地震も含まれております。地震火災を考えますと、この感震ブレーカーについて、市民へ周知することは大切なことと考えておりますので、関係機関と連携し、啓発に努めてまいります。

○議長（上野伸五）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

感震ブレーカーは、自治体においても購入、設置の一部を補助する制度を設けているところもございます。対象地域を設け、その地域で危険度が高い旧耐震木造建物に住んでいる世帯を対象にしたものや、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人など、みずから避難することが困難ないわゆる災害時要援護者がおられる世帯を対象にしたもの、また簡易タイプのものを自治会が共同購入し、各戸に配布したりもしております。本市においても、生命や財産を守り、地域を守るための自助、共助の観点からも有効な取り組みだと思いますので、周知も含め、今後推進していただきたいと思います。

次に、災害時協定についてお聞きいたします。飯塚市では平成３０年７月豪雨など、過去において水害を経験しております。今までの災害経験を生かし、災害時に連携がとれるように、民間企業、団体と協定を締結されていると思いますが、協定の件数と主な協定先をお聞きいたします。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

本市におきましては、従来から防災全般に関する協力体制強化のため、他自治体等との相互応援体制を推進するとともに、民間企業、団体との協定の締結について推進しております。これまでに、民間企業、団体とは２６件の協定を締結しており、主な協定と協定先といたしましては、九州工業大学や近畿大学九州短期大学、嘉穂高校、嘉穂東高校、飯塚市社会福祉協議会が所有する伊川の郷とは、避難所施設利用等に関する協定を、株式会社ゼンリンとは地図製品等の供給等に関する協定を、飯塚医師会とは災害時の医療救護活動に関する協定を、飯塚市社会福祉協議会とは災害時におけるボランティア活動に関する協定を、株式会社ｉＺＭＡとは災害時における無

人航空機ドローンを活用した支援活動等に関する協定を、それぞれ締結しているところでございます。
○議長（上野伸五）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　現在までに多くの団体等と協定を結ばれておりますが、災害時において、ほかに協力が必要と感じていることはありますか。
○議長（上野伸五）
　総務部長。
○総務部長（久世賢治）
　市では、毎年２回、風水害、震災を想定した図上訓練を行っており、この訓練等を通じまして、災害時において、職員の対応だけでは難しく、他機関等の協力が必要だと課題として出しているものがございます。その主なものといたしましては、災害規模が大きくなった場合に避難所が不足すること。また食糧、生活必需品等の支援物資を集積場所から指定避難所へ配送する手段の確保でございます。これらの課題につきましては、今後も協力していただける企業や団体等との協定の締結に努めてまいりたいと考えております。
○議長（上野伸五）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　民間企業、団体についてお聞きいたしましたが、官公庁など、自治体間において、協力や協定はどのようなものがあるのでしょうか。また飯塚市では、協力や協定を結んでおられるのでしょうか。
○議長（上野伸五）
　総務部長。
○総務部長（久世賢治）
　官公庁など自治体間の協定といたしましては、福岡県内全市町村の間で「災害時における福岡県市町村間の相互応援に関する基本協定」を、また、国土交通省九州地方整備局とは「飯塚市における大規模な災害時の応援に関する協定」を締結しております。また、飯塚市、嘉麻市、桂川町の２市１町消防相互応援協定を初めとして、福岡都市圏、筑豊地区、筑紫野太宰府、粕屋南部、甘木・朝倉地区とも消防相互応援協定等を締結しており、これらの協定に基づき、災害時には相互に協力することとなっております。
○議長（上野伸五）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　近隣市町と消防関係の協定については、ご説明いただきましたが、自然災害において、同時に被害を受ける可能性が低い県外など、飯塚市から遠く離れた自治体とは協力や協定関係を結んでおりますでしょうか。
○議長（上野伸五）
　総務部長。
○総務部長（久世賢治）
　発災後、過去に物資の応援等が行われた自治体と、お互いに任意で協力をされたことはございますが、書面等を交わし協定等を結んだことはございません。
○議長（上野伸五）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）

災害の発生前、発生直後、復旧・復興時ではそれぞれ対応が違ってくると考えますが、平常時から応援体制の確立や連絡体制の構築が必要と思いますが、飯塚市ではどのようになっておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

先ほどもお答えいたしましたとおり、市では毎年２回、風水害、震災を想定した図上訓練を行っております。基本的には市職員を対象としたものでございますが、関係機関や協定締結団体の一部にオブザーバー等として参加いただき、平常時より連携を深めております。また、災害はいつ起こるかわからないため、協定締結先とは夜間や休日を含めた連絡体制を構築することといたしております。

○議長（上野伸五）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

では次に、避難所等についてお聞きいたします。飯塚市では災害等に対応する避難所が指定され、その一覧表がホームページ等で公開されております。この避難所の耐震化等について、現状をお聞かせください。また、日常の点検や耐震化されていない施設の耐震化計画について、お答えください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

現在、飯塚市のホームページやいいづか防災で公開している避難所・避難場所一覧では、災害の分類を風水害と震災の２種類に分けて避難所を指定しております。震災対応の避難所として指定する場合、施設が耐震化されていることを条件にしておりますので、公開している震災時の避難施設は耐震化が完了しております。また、日常の点検や耐震化計画につきましては、各施設の所管課により検討、計画、実施することとなっております。

○議長（上野伸五）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

飯塚市では過去に大規模な災害が発生し、長期間の避難を経験したことがないと記憶しております。しかし、飯塚市には西山断層などが確認されており、降雨量も更新を続けております。今後、大規模災害が発生し、長期避難が必要となった場合、仮設住宅建設なども考える必要があると思われますが、そのときの対応はどのように考えておられますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

飯塚市地域防災計画では、応急仮設住宅の建設等について、「市は、災害救助法が適用されない場合で、多数の住宅被害が発生した場合は、災害救助法に準じて応急仮設住宅を建設する。ただし、小規模な災害で住宅を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて市営住宅等の既存施設を応急住宅として提供するものとする。」となっております。このことから、大規模災害時の応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、公有地で建設可能な土地をリストアップし、５カ所を候補地として選定しております。

○議長（上野伸五）

３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

候補地として５カ所を選定しているということでございますが、その内容をお願いいたします。
○議長（上野伸五）
都市建設部長。
○都市建設部長（堀江勝美）
５カ所の候補地につきましては、地区ごとに選定しております。飯塚地区は鯰田の飯塚市市民運動公園で、有効敷地面積は７８００平方メートル、建設可能戸数は６０戸でございます。穂波地区は平恒のＢ＆Ｇグラウンドで、有効敷地面積１万４５００平方メートル、建設可能戸数は１２０戸でございます。筑穂地区は大分の筑穂多目的グラウンドで、有効敷地面積１万８千平方メートル、建設可能戸数は１３３戸でございます。庄内地区は有安の飯塚市庄内グラウンドで、有効敷地面積１万３８００平方メートル、建設可能戸数は１０２戸でございます。頴田地区は勢田の市民プール跡地駐車場で、有効敷地面積１４１０平方メートル、建設可能戸数は２１戸となっております。仮設住宅建設各戸の基本仕様につきましては、２ＤＫとしており、全体の戸数４３６戸で１戸２人の入居とした場合、入居できる総人員数は８７２人でございます。
○議長（上野伸五）
３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
全体の戸数で４３６戸、入居できる人員は８７２人ということでございますが、まだまだ少ないように思います。今後もしっかりとした設置計画を立てていただきたいと思います。
では次に、飯塚市では水や食糧などを計画的に備蓄されているとお聞きいたします。その備蓄計画では、備蓄品がふえればふえるほど保管場所など物理的に限界があると思われます。最近の自動販売機には災害対応型があり、この自販機を設置することにより、災害時の飲料水の確保につながると考えます。飯塚市では公共施設に自動販売機が設置されておりますが、その中で災害対応型自動販売機はどのくらいの数があるのでしょうか。わかる範囲でお答えください。また、今後設置する場合、拡充する計画等はあるのでしょうか。
○議長（上野伸五）
総務部長。
○総務部長（久世賢治）
飯塚市の自動販売機の設置状況につきましては、入札を行い設置している所管課に確認した台数になりますが、１３施設に合計２３台となっております。その設置されている２３台の自動販売機につきましては、災害対応型の設置がございませんでした。ただいま答弁しましたように、災害対応型の自動販売機の設置がございませんので、今後、設置に関して可能かどうかも含めて調査、研究をしてまいりたいと考えております。
○議長（上野伸五）
３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
ぜひともよろしくお願いいたします。少なくとも避難所になっている施設については、積極的に導入していただきたいと思います。
次に、災害備蓄品については、水や食糧を計画に沿って実施していただいております。また先ほど災害対応型の自動販売機についても検討していただけるとお聞きいたしましたが、それ以外で、私以前から乳幼児液体ミルクの備蓄についてお聞きしておりましたが、現状をお願いいたします。
○議長（上野伸五）
総務部長。
○総務部長（久世賢治）
液体ミルクにつきましては、保存期間が１年間となっており、半年サイクルで入れかえること

になります。他の備蓄品は３年から７年ほどの保存期間があるため、長期備蓄としてストックが可能となっております。液体ミルクにつきましては、平常時の使用や３年以上の保存が可能となった場合も含め、備蓄方法等について検討してまいりたいと考えております。
○議長（上野伸五）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　現在のところ保存期間が長くて１年ということで、手間はかかると思いますが、期限が切れて廃棄になってしまう前に、試飲会を開くとか、乳幼児健診時や保育園に配布したりするなど、親御さんへの周知も含め、ローリングストックを行えばよいのではないでしょうか。関係部署とも連携していただき、さらなるご検討をお願いいたします。
　次に、自然災害などで自宅に危険が迫ったとき、住民の方は家族で安全な場所へ避難をしなくてはなりません。その家族の概念にはペットの存在も含まれることになります。そこでペット同行の避難についてお聞きいたします。避難所等におけるペットの避難スペースの確保、支援体制、同行避難の現状、避難所マニュアル、市民への啓発についてお答えください。
○議長（上野伸五）
　総務部長。
○総務部長（久世賢治）
　これまでの災害における避難等で、ペット同行での避難者の受け入れを行った実績はございます。具体的には同行されたペットの屋外での受け入れ、また避難所の駐車場内にて、車中でペットと避難された事例はございます。避難所におけるペットスペースにつきましては、避難所運営マニュアルにも明記しており、避難所運営を担当する避難所班職員を対象とした訓練においても、ペット同行による避難を想定したスペースの確保を行っております。
○議長（上野伸五）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　このペット同行避難については、受け入れ体制の整備を行うとともに、平常時からのしつけや、健康管理、迷子にならないための対策など、飼い主への啓発も重要かと思われます。ぜひともよろしくお願いいたします。
　最後に、防災・減災費用保険についてお聞きいたします。全国的に災害が毎年のように発生しております。災害の規模によっては、国、県からの支援や補助金を受けることができると思います。しかし、災害の規模によっては、これらの支援を受けることができない場合があり、被災した自治体で賄うこととなります。そうなった場合に活用できる防災・減災費用保険を御存じでしょうか。
○議長（上野伸五）
　総務部長。
○総務部長（久世賢治）
　お尋ねの防災・減災費用保険につきましては、自然災害またはそのおそれが発生し、市が避難指示もしくは避難勧告を発令または避難準備情報を発表した場合に、避難所の設置、飲料水等の供給、救助の事務等に要した費用について、保険が適用されるものでございます。ただし、災害救助法の適用を受けるような大規模災害につきましては、保険の対象外となっております。
○議長（上野伸五）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　いつ、どこで起こるかわからないのが自然災害であります。さらに、被災する規模においては、事前に予測することが不可能と思われます。ご答弁いただいたこの保険は、被災時に自治体の財

政面で安心できる内容となっておりますが、本市において導入する予定はありますか。
○議長（上野伸五）
　総務部長。
○総務部長（久世賢治）
　質問者が言われますように、防災・減災費用保険は保険対象となる費用も、避難所の設置、飲料水等の供給、救助の事務等に要した費用と幅広いものとなっており、災害時に自治体の財政面で安心できる内容となっておりますが、災害救助法の適用を受けるような大規模災害につきましては、保険の対象外となっております。市での避難に関する情報の発令実績や発令した場合の経費等について試算いたしまして、防災・減災費用保険との対費用効果等につきましても研究してまいりたいと考えております。
○議長（上野伸五）
　３番　光根正宣議員。
○３番（光根正宣）
　ご答弁にありましたように、災害救助法が適用になれば、国と県の費用負担になります。適用にならなければ、全て費用は自治体の負担となります。ちなみに、２０１７年度に発令された避難勧告は約２千件あったとのことですが、実際に災害救助法が適用されたのは１２０件ほどであったようです。この保険は附帯サービスとしてウェザーニュースにより、気象情報や対応策の情報提供があり、迅速かつ適切な避難情報の発令ができるとのことで、昨年９月末時点で、全１７１８市町村の約２割となる３５０市町村が加入したとありました。毎年のように集中豪雨や台風の被害が出ております。今後しっかりとご検討をよろしくお願いしたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。
○議長（上野伸五）
　暫時休憩いたします。

午前１０時２９分　休憩

午前１０時３９分　再開

○議長（上野伸五）
　本会議を再開いたします。７番　金子加代議員に発言を許します。７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
　新型コロナウイルス感染症の対策で、普段より大変な業務を抱えられていることと思います。一日も早い終息を願い、市民の方が少しでも安心して安全に暮らしていけるよう、どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、きめ細やかな母子保健計画について、また、メガソーラー乱開発による白旗山周辺の安全対策について、お尋ねいたします。
　まずは、母子保健計画について、初めに、妊娠・出産・乳幼児期の子どもとその保護者への支援体制について、お尋ねいたします。我が国の乳幼児健診事業は、１９３７年、昭和１２年に保健所法が制定され、翌年に厚生省が実施した乳幼児一斉健康診断が始まりとされています。１９４７年に児童福祉法が公布され、翌年には都道府県の保健所で乳幼児健診が開始されました。その後、母子保健法が改正され、実施主体が市町村となりました。国が策定している「健やか親子２１（第２次）」では、１０年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」として、全ての国民が地域や家庭環境などの違いにかかわらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指しています。基盤課題として、「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」を挙げ

ています。また、重点課題として「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」、「妊娠期からの児童虐待防止対策」を挙げています。本市の母子保健計画には、「健やか親子２１（第２次）」が示されており、その課題と指標をもとにした母子保健の主要な取り組みが提示されております。国立研究開発法人国立成育医療研究センターによる「乳幼児健康診査事業実践ガイド」によれば、取り扱う健康課題は、戦前・戦後は発育や栄養の改善でしたが、その後、疾病の発見・治療・療育、肥満や虫歯の予防、今では、社会性の発達、親子の関係性、親のメンタルヘルス、子どもの虐待未然防止などの支援体制づくりと、大きく変わってきていると言われております。

さて、女性が妊娠すると、まず産婦人科か助産院で受診されます。その後、母子手帳の発行を受けるため、保健センターの窓口に行きます。保健センターは、産婦人科、助産院とどう連携しているのかについて、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

母子手帳の交付から産科医療機関、助産院と保健センターの保健師との連携が始まります。例えば、妊婦健診で把握した支援の必要な妊婦及び出産後の新生児、産婦の情報を、産科医療機関及び助産院から情報提供していただいております。また、保健センターの保健師から産科医療機関等に情報提供を求めることもあり、必要に応じて支援のための情報共有を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

飯塚市の妊娠されるほとんど全ての妊婦が、行政の窓口として初めての場所が保健センターの窓口です。そこに来るときに、親になることの責任と喜びを感じながら、来庁する方もいらっしゃることと思います。しかし、さまざまな状況で、不安や孤独を抱えられている女性もいらっしゃると思います。最近では、若年の出産、また高齢者で社会的な地位のある方、不妊治療の後の方など、さまざまな課題を抱えた方がいらっしゃいます。そこで、どれだけ寄り添える対応ができるかが、今後の信頼関係が問われるところだと思います。ぜひ丁寧な対応をしていただきたい、ここの窓口が一番大切なのではないかなと私は考えております。また産婦人科、助産院と連携をしっかりとっていただき、安心して出産を迎えられるよう支援していただきたいと考えます。

それでは、母子手帳が交付されますが、その後、出産までにどのような支援があるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

妊娠の安全と健康な赤ちゃん出産のためには、妊娠中に定期的な健康診査を受けることが大切です。健康診査によって異常を早期発見し、適切な措置を受けることで、安心安全な出産へとつながるため、１４回の妊婦健康診査が無料で受診できます。また妊娠生活の不安を取り除き、出産、育児がスムーズにできるよう、必要に応じて保健師が妊婦訪問し、妊娠、出産、育児についての相談、指導、助言を行っております。また、母子保健事業として、父親、母親になるための心の準備や、コミュニティーづくりの場の提供として、マタニティ教室、両親学級を行っております。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

先ほど１４回の妊婦健康診査が無料だということですが、実はよく調べると、血圧、尿検査、

体重、医師審査などは無料ですが、エコーなど自己負担がかかっているものもあるということです。以前は同居の家族や地域の方からの育児支援もありましたが、核家族化が進み、気軽に相談するというところが減ってきております。飯塚市では産前・産後生活支援事業というものがありまして、産前から主に家事を手伝っていただけるサービスがあります。平成３０年度の利用状況は実人数で３０名、９３回、時間では１８３時間。令和元年度の利用状況は、１月現在では実人数が４５名、回数は１４９回、時間は２９１時間とふえております。しかし、まだまだ広報のやり方次第で利用がふえるのではないかと考えます。また、一人一人に違う育児のあり方、サポートの仕方があると思いますので、ぜひ丁寧な取り組みを考えていただきたいと思っております。

その後、保護者は出産、そして育児をしていきます。本市の乳幼児健診は４カ月、８カ月、１歳半、３歳児の４回で行われております。それぞれの健診では、身体計測、内科診察、保健栄養相談があります。１歳半では歯科診察、３歳児健診では歯科診察とスポットビジョンスクリーナーによる目の検査が行われております。スポットビジョンスクリーナーが導入されて、子どもたちの乱視や斜視が早期に発見できており、ほかの自治体でも飯塚市のように導入できればとよく耳にするようになりました。

では、歯科診察なんですが、その歯磨きについて、どのように指導されているか、ご説明をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

１歳６カ月児、３歳児健診では、歯科診察、歯科衛生士によるブラッシング指導を行っています。虫歯を予防するために、保護者による仕上げ磨き指導を含め、年齢に応じた容量でのフッ化物配合歯磨き剤を利用した歯磨きをお勧めしております。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

ＷＨＯでは、各種フッ素利用の過剰摂取の危険性から、フッ素利用に一定の制限を加える見解を出されております。井戸水などでフッ素を多く含んでいる自然の飲料水で育った人の歯に、白い斑点やしま模様ができる歯のフッ素症にかかりやすい臨界期は１歳から３歳の間と言われていますが、本市の対応はどうなっているか教えてください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

厚生労働省によると、フッ化物の全身応用が行われている地域では、過量のフッ化物摂取になる場合がありますが、日本では全身応用が実施されていないので、過度な心配は不要とされています。また吐き出しのできない１歳から３歳未満児にはジェル状、泡状、液体のものが推奨されており、現在、健診でサンプル配布しているものはジェル状のものでございます。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

日本では全身応用がされてないということで心配は不要ということだったんですけれど、私は過度な心配がどうのというものではなくて、フッ素に関しては水道水では０．８ｐｐｍまで、ペットボトルのミネラルウォーターでは１．５ｐｐｍまでという基準があります。今、ペットボトルをよく読むと、飲み過ぎると斑状歯、歯に模様が出たりといった文言で注意書きが入っているものもございます。小学校低学年くらいの子どもをよく見てみると、前歯に白い斑点が出ている子どももいらっしゃいます。いずれにしても、虫歯は罹患率が低くなったと言われております。

公衆衛生的な考え方を持って、集団的にフッ素の応用を考える必要があるのか慎重に考えて、保護者にフッ化物配合歯磨き剤が絶対にしないといけないものだというような誤解を与えるような伝え方はしないでほしいと思っております。

では次に、乳幼児健診での連携についてお尋ねいたします。乳幼児健診で連携している部署と、何歳でその健診を行っているのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

４カ月健診で飯塚市立図書館の取り組みとして、健診の待ち時間を利用して、図書館や登録ボランティアの方によるブックスタート事業を実施しているところです。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

４カ月健診でブックスタートが始まり、ほかの乳幼児健診においても年齢に応じた、ほかの自治体では読み聞かせなどをして、ブックスタートの継続事業へと、フォローアップブックとよく言うんですが、それがされているところもございます。近隣では、桂川町では健診が４カ月、７カ月、１２カ月、そして１歳半、３歳とございます。その１歳半以外の４回の健診で桂川町では、本の読み聞かせが行われ、さらに２冊ずつ配付が行われております。嘉麻市でも、これもフォローアップブックといって、読み聞かせや講座が特別に行われていると聞いてもおります。今後の図書館との連携がどのように考えられていますか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

保健センターとしては、待ち時間を利用したブックスタートの継続事業については、保護者と子どもの心の触れ合いのためにも有効であると思いますので、図書館及びボランティアの方と協議をしていきたいと思います。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

４カ月健診に来られているブックスタートのボランティアの方にお聞きしますと、以前は８カ月健診等にも、大型絵本を読んでいたというふうにお聞きしました。ぜひ、本とか人と触れ合う機会にしていただければというふうに思っております。ご検討をよろしくお願いいたします。

また、健診というのはほとんどの人たちが来られます。そこで、子育て支援課の子育てコンシェルジュが、子育て中の保護者が孤立せず、悩んだときに相談できる場所が市内にあることを積極的にＰＲできる絶好の場所だと私は考えますが、実施できるかどうか検討できますか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

健診につきましては、４カ月、８カ月、１歳半、３歳と４種類ございます。全ての健診において受診率は９５％を超えており、子育てに関する情報提供とともに、相談、支援等を効果的に効率的に行うことができるものと考えております。健診につきましては、庄内保健福祉総合センターハーモニーと穂波福祉総合センターの２会場で毎月８回実施しており、どの健診で、どのような方法で対応が可能か、今後検討してまいります。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）
　さまざまな連携が本当に必要だと思います。また、子育てコンシェルジュのＰＲ、検討をよろしくお願いします。なかなかこの子育てコンシェルジュということを知らない方がたくさんいらっしゃるようです。ぜひよろしくお願いいたします。また、市内に４カ所ある子育て支援センターの支援員が健診会場に出向いて、一人一人に声をかけるという姿も見られました。ぜひ協力していただけるよう、またよろしくお願いいたします。
　また先日、飯塚市子ども・子育て会議の中で、メディアの問題が出ました。乳幼児だけでなく、幼児、小学生、中高生のメディアの依存の話が出てまいりました。乳幼児健診におけるメディアによる子どもへの影響の説明は、具体的にどう考えているか、ご答弁をお願いします。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　乳幼児健診会場でも、保護者や子どもがスマホを使用している状況を、最近よく目にするようになりました。また家庭訪問時においても、子どもにスマホやタブレットを見せている光景はよく目にするというような報告を受けております。公益社団法人日本医師会では、電子メディアの子どもへの影響として、乳幼児においては、保護者と子どもとの双方向の経験、あやしたり一緒に遊んだりする関係のことでございますが、が奪われるとの警鐘がなされるとともに、言語発達、生活習慣等で負の影響についても報告がなされております。そして、「遊びは子どもの主食です」、「スマホの時間　私は何を失うのか」などのポスターが作成されております。さらに、日本小児科医会では「スマホに子守りをさせないで」などのポスターやリーフレットを作成しておられます。現在、健診時にメディアによる悪影響についての指導は特に行っておりませんが、来年度につきましては、電子メディアが子どもの育ちに及ぼす危険性などを周知するチラシを配布する予定でございます。また４カ月健診では、ブックスタート時にそのチラシの説明をしていくとともに、保健師による保健指導でも、注意喚起を行いたいと考えております。
○議長（上野伸五）
　７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
　タブレットの導入というのを学校でもやられるということで、タブレット、メディアというのは、すごく表裏一体のものだと考えます。大変便利なものではありますが、大変危険なものでもあるというふうに私は考えております。また問題が中高生とか大人になって出る問題ではなく、よくよく下がって考えると、実は乳幼児からの問題であったということがよくわかるのではないかなと、私は今回乳幼児健診に行っても感じました。多くの保護者が子どもが泣いたらすぐスマホを渡す、そういう環境にあるからこそ、幼児期そして小学生そして中高生になったときに、その問題が大きくなっていく問題ではないかなと思っております。
　また、このチラシを配布するだけでは、本当にただのごみになっていくと思います。乳幼児健診にはたくさんの資料がございました。しかし丁寧に説明するということが、市民にはとても必要なことではないかなと私は考えます。一人一人に説明していくのは大変難しい面はあるのではないかなとは思いますが、メディア接触のことを考えると、乳幼児期、特にちっちゃい４カ月ぐらいまでの間に詳しく説明するというのが何よりも大切だと私は考えます。その際、メディアを使っている保護者にそれを責めるというだけではなく、子育てを私たち飯塚市は応援しているんだというメッセージを、ぜひ伝えていただきたい。飯塚市にはこんなサポートする体制があるんだよということを、そういう姿勢を示していただきたいと思っております。子育てをしている当事者が孤立せず、悩んでいるときには来てもいいんだよという場所があるんだということを積極的にＰＲしていくことを要望しておきます。
　では次に、保健師の働き方についてお尋ねいたします。４カ月健診時に気をつけなければなら

ない子どもについて、保健師はどのようなフォローをしているか、ご答弁をお願いします。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　母子手帳交付時の面談で把握した支援の必要な妊産婦には、個別の支援計画を策定いたしております。その支援計画の中では、状況確認、把握のため、生後１、２カ月の間に保健師と家庭児童相談員による家庭訪問を実施し、問題解決に向けた助言、指導を行うとともに、今後の支援方法などについても話し合いを行います。また、必要に応じて家庭訪問とともに、電話で状況確認も行っているところでございます。
○議長（上野伸五）
　７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
　先ほど健康診断の受診率が９５％を超えているという答弁をいただきました。私も今回、健診に全て、２月の４カ月、８カ月、１歳半、３歳、それぞれ全部行かせていただきましたが、その中で保護者にお話を伺ったところ、さまざまな環境の中で子育てをされていて、工夫して健診会場に来られている方が多くいらっしゃいました。兄弟がいらっしゃって退院したばかりの兄弟を祖母に預けてきたり、シングルマザーで仕事を休んで来たりされている方がいらっしゃいました。簡単に健診に来ることが難しいということが本当によくわかります。反対に、私の知人は健診に行かなかったという方もいらっしゃいました。その方になぜ行かなかったのというふうに聞きました。その方は１０代で子どもを授かりました。だから車の免許さえ持っていない、車も持っていないという状況でした。検診に行こうと思っても行けなかったという状況があります。健診は庄内会場、穂波会場、どちらも便利とは言えないところです。そこにやっぱり車で来るのが当たり前というふうに考えることが、私たちの中にあるのではないかなというふうに考えました。保健師さんの健診後の家庭訪問というのが、本当に重要だったんだなというふうに感じます。では、保健師さんの担当の地区割りがあるというふうにお聞きしましたが、どのような立場の保健師さんが、何件ぐらい担当しているか教えてください。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　担当地区割りは飯塚市全域を１４地区に分け、正規職員や嘱託職員の保健師、助産師で担当しております。その中で特に支援の必要な妊産婦数は、平成３０年度の実数で１３０人でしたので、保健師１人当たり、約９人の要支援者を担当することとなっております。平成３０年度より保健センター内に設置した子育て世代包括支援センターでは、支援対象者を就学前までとすることから、これは単純計算ではございますが、将来的には保健師１人当たり、現在の６倍、約５４人の要支援者を担当することが想定されます。
○議長（上野伸五）
　７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
　５４人というのは本当に単純計算で、センター開始から６年後、対象者が就学前６歳になるということから、６年後の９人掛ける６年で５４人という計算になったというふうに言われ、大変な数だと思います。もともと健診が週に２回あり、母子手帳の発行をし、電話相談ものり、家庭訪問をし、という中で、この５４人というのは、とてもやっぱり丁寧な支援ができないと私は考えます。これは本当に明らかなことだと思いますので、工夫が必要だと考えます。それでは、母子に対する保健師の業務について、お尋ねいたします。
○議長（上野伸五）

市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
先にちょっと、先ほどの質問の中で、もちろん職員の配置については、業務量等を判断して適切な対応をとっていきたいというふうに思っております。それで、保健師の業務についての答弁でございますが、一概に説明はできませんが、保健センターの母子担当保健師は、母子手帳の交付、支援プランの作成、乳幼児健診、育児相談、保育所等への巡回相談、発達支援に応じた個別の相談、妊産婦や乳幼児の家庭訪問、母親学級や両親学級、療育相談などの業務に当たっております。対人での業務が中心となり、特に支援を必要とする子どもに関することが多くなりますので、寄り添う気持ちが必要となり、どうしても面談の時間が多くなっているのが現状でございます。一方で、その子ども、保護者の記録等の整理も重要となりますので、事務業務も多くなっているというのが現状でございます。
○議長（上野伸五）
７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
ふだんの業務も多いし、恐らく今回のこのコロナウイルスの対策も大変な業務をこなされているのではないかなと思うと、大変私は心が痛みます。また、私が先ほど申しましたように、２月に健診にそれぞれ１回ずつ行きました。すると健診は月に８回あるんですが、保健師さんたちは１２時くらいに会場に集まり、準備をし、診察を終えたらカンファレンスをし、片づけをし、遅いときには、５時を過ぎておりました。その後にまた事務作業があるというふうにお聞きしました。本当に多忙であるということがよく理解できました。では、子育てをする際に保健師さんだけではなく、さまざまな課と連携が必要だと思いますが、その連携業務について教えてください。
○議長（上野伸五）
市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
主なものといたしましては、子育て支援課の家庭児童相談員と一緒に支援の必要な妊産婦や乳幼児の家庭訪問、学校教育課の小学校就学に向けての連携業務がございます。
○議長（上野伸五）
７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
子どもの発達、親子関係、育児ストレス、孤立、ＤＶ、虐待など、課題を抱えたご家庭を支援するには、専門の知識が相当必要です。そんなご家庭の支援には、社会福祉士などの専門職が保健師と連携をすることが必要なのではないかなと私は考えます。現在、保健センターに社会福祉士はいらっしゃいますか。
○議長（上野伸五）
市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
現在、保健センターに社会福祉士は配置いたしておりません。保健センターが対応する問題について、その内容はさまざまありますが、それぞれの問題は単純ではなく、いろいろな要素が複雑に絡み合って、その一辺が子どもにあらわれたときに、保健センターで対応いたしております。そういう意味でも、今後、社会福祉士を初め、いろんな専門家と連携する仕組みが必要だと考えております。
○議長（上野伸五）
７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
本当に、今複雑な要素が絡み合っていると思いますので、専門性を持たれた方の必要性を感じ

ます。他自治体では、臨床心理士や社会福祉士などの方が働かれているようなので、ぜひご検討をお願いいたします。また、社会福祉士以外の専門職とどのような業務で連携されているのか、また、それが正規なのか教えてください。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　療育という面で保育所等への巡回相談や発達支援に応じた個別の相談を行っていますが、専門的知見を必要としますので、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士等がその子の発達の状況や障がい特性に合わせたかかわりについて、判断、指導をいただきながら事業を実施しております。なお、これらの専門職を市の職員としては配置いたしておりませんので、その都度、依頼を行い、参加いただいているという状況でございます。
○議長（上野伸五）
　７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
　子どもの育ちを支えるには、多くの方の支援と専門性が連携として必要だと考えます。では保健師に対する働き方改革はどんなことが考えられますか。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　本市では、本年２月に働き方改革推進計画を策定いたしておりますので、この計画に沿って保健師の働き方についても見直していきたいと考えております。
○議長（上野伸五）
　７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
　保健師を初め、多くの職員がよりよい職場環境の中で働けることが、本市の子育て支援につながると考えます。ぜひ見直しをよろしくお願いいたします。また保健センターは、直接子どもと保護者にかかわる課で、本当に大変だなと私は感じております。子育て支援課、社会・障がい者福祉課、学校教育課、それから生活支援課などとかかわる課でもあります。令和４年から設置に向けた整備がされている子ども家庭総合支援拠点事業を見据えて、より連携のとれる体制をつくっていただくよう要望します。また、ある保健師さんが私にこうやって言ってくださいました。私たちはただ４カ月の健診、８カ月の健診、１歳半、３歳の健診をしているのではない。私たちは、この市に生まれて育って、１０年後、２０年後にその人が豊かな生活、豊かに生きていける生活ができる大人になるための健診を行っているんだということをおっしゃったのが大変心に残りました。どうぞよろしくご検討ください。
　それでは次に、メガソーラー乱開発よる白旗山周辺の安全対策について、お聞きいたします。
　まずは現在、白旗山周辺では、２つのメガソーラー建設で山が削られてしまっております。幸袋地区ではソーラーパネルが並び始めて、相田地区では木が伐採され、土があらわに目の前に広がっております。相田地区を工事している合同会社アサヒ飯塚メガソーラーが地下調査をされ、並行して伐採を始めたのが、昨年の１１月１８日でした。その後実施された文化財調査についてお尋ねいたします。
○議長（上野伸五）
　７番　金子加代議員に申し上げておきます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動への影響等にも配慮の上、発言していただきますようにお願いいたします。教育部長。
○教育部長（久原美保）
　開発工事が実施される区域内で、文化財の存在が想定される５カ所につきまして、２回に分け

て試掘調査を実施いたしました。１回目は調整池部分の３カ所について、昨年の１２月２７日に実施をいたしました。２回目は残る２カ所について、本年１月２４日に実施をいたしております。試掘調査は重機により行い、上層より厚さ５センチから２０センチずつ掘削し、地山まで掘り下げ調査をいたしましたが、今回の確認調査では、遺物や遺構などは何も発見されておりません。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

わかりました。では現在、アサヒ飯塚メガソーラーのこの開発地では、調整池設置工事が行われて、複数の重機が大きな音を立てて稼働しております。近隣の住民の方々からは、工事が進むにつれて、この騒音が原因で生活に支障を来しているので、どうにかならないかといった声をよくお聞きします。この件につきましての市としての対応について、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

騒音につきましては、定期的な見回りを行う中で、林地開発の所管課といたしましても、重機による騒音は確認をいたしており、福岡県に対しまして、情報提供を行っているところでございます。林地開発の許可権者である福岡県を通じまして、より事業者へ騒音対策を行うよう、指導、要請を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

工事が始まって既に３カ月がたっております。しかし、全然手だてがないように感じております。全く手だてがなく、工事が目の前であり、特にあそこは音が大変響きますので、ぜひよろしくお願いします。何よりやってもらいたくない工事、森が壊されていくという工事の音を聞くというのは、本当に耐えがたいことです。一日中、おうちで過ごされている方というのも多くいらっしゃいますので、早急な対応を要求いたします。

また、けやき台の水道にくる上高雄ポンプ場の周りが、現在、どうなっているのか御存じでしょうか。また、万が一、ポンプ場に被害が及んだ場合などを含めて、企業局はどのような対応をされるのか教えてください。

○議長（上野伸五）

企業局長。

○企業局長（原田一隆）

存じ上げております。去る２月１７日月曜日に企業局職員にて現地確認をいたしておりますし、２月２０日木曜日には、現地にて施工業者の現場管理者と協議を行いまして、工事中は施工業者から定点測量の結果に基づく状況報告を受けるようになっております。なお、現在は調整池建設に伴い、一時的に掘削中でございますが、最終的には調整池はポンプ場から約１１メートル離れた箇所に完成し、ポンプ場の隣接地から調整池までの間は全て埋め戻される計画ということでございます。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

私も横をいつも毎日通っていくんですけど、やっぱり１１メートルの間ということで、１１メートル穴があいている状況なんですよね。それを家のすぐ横を見てしまうというのは、大変見ていて心苦しくなる状況です。そしてまたそれが、住民に何の説明も行われてないという状況は、もう腹立たしいというふうに私は考えます。やはり、どうしても住民の方に丁寧な説明を

していくことで、少しでも住民の方が安心して生活できるようにしていただけたらと思っております。また現在、メガソーラーの開設が進んでいて、工事の内容は調整池設置があります。令和２年になって、数カ月もすればあともう６月がきて、出水期に入ります。また台風シーズンになりますが、調整池を含めて開発地内の工事中、また完成後において、万が一近隣住民に危険が迫るような状態になった場合、飯塚市はどのような対策を考えられていますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚市におきましては、危険と思われるような場所につきましては、パトロールを行うなど、警戒体制をとっております。また、近隣住民からの通報には早急に対応し、現地に向かい確認をいたしております。それらの情報と気象状況を含め、住民に対し的確な災害情報の伝達に努めております。また、地域の自主防災組織の平常時における防災活動に、今後も支援を行い、自助・共助・公助の連携を図ってまいります。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

やっぱり自助・共助・公助と言われても、やはり自分たちが積極的にあそこを守っていこうという気持ちにはなりにくいと思うので、ぜひ日ごろから支援をお願いします。私たちからすると、ちょっとの雨でも、見えている方たちにとったら崩れていくのがやっぱり見えているんですよね。土を重ねていくところに雨が降って崩れていく姿というのを見ていくだけでも、やっぱりつらい思いをされています。もし自分がそこに住んでいたらという想像力をやっぱり働かすことが何よりも大切ではないかと思います。

そしてまた、以前、住民説明会を実施するというふうにお聞きしていました。自治会単位で行うというふうに聞いておりましたが、その状況についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

アサヒ飯塚メガソーラーの住民説明会につきましては、説明会の開催を希望する自治会単位で開催するという事業者の意向から、１２の周辺自治会に開催の意向を確認しましたところ、４自治会は説明会は改めて開催しなくてよいとの答えが返ってまいりました。８自治会の説明会の開催を事業者に依頼しておりましたところ、２月末に事業者と出資会社が協議をされておりますが、出資会社の同意が得られず、今後も説明会開催に向けての協議をされるとのことを伺っております。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

すみません。あそこの出資会社で同意が得られないと言いましたが、もしその理由を御存じならお答えください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

出資会社の同意が得られない内容につきましては、そこは交渉中ということまでしか伺っておりません。

○議長（上野伸五）

７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）
　いずれにしろ住民は全くその情報を聞いていない。まず、もともと試掘調査から始まり、ボーリング調査、そして調整池造成工事が行われるというのは、全く住民は知らない情報ばかりでどんどん進めていってあるし、ポンプ場ができるというのも、大変不安な状況になっております。とても本当に不安だし、怒りを感じているという状況です。まず、説明会をしていただくよう強く要請していただくようお願いいたします。また、緑ヶ丘のところにありますノーバル・ソーラーについての住民説明会の開催について、お尋ねいたします。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　ノーバル・ソーラーの住民説明会につきましては、周辺自治会住民の方だけが参加される説明会の開催であれば、事業者は開催する意思を持っておられます。実現はまだできておりません。しかし、個別の相談には応じてあり、３月中旬に１つの自治会の役員との懇談会を開催される予定と聞いております。また、周辺自治会長等が計画地内に立ち入りを要望されれば、日程を調整して現地を見てもらいながら質問に答えるなど、対応をされておられます。
○議長（上野伸五）
　７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
　これもまた周辺自治会住民だけがというふうに言われましたが、その理由は御存じですか。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　理由につきましては、周辺の住民の方のみというような意向だけが示されておりますので、詳細な理由につきましては伺っておりません。
○議長（上野伸五）
　７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
　やはりこれは緑ヶ丘や幸袋、また相田地区だけの問題ではなく、飯塚市全体の問題だと私は考えますので、そこはやっぱり、しっかりと理由を聞いていただきたいと思っております。
　では、飯塚市のメガソーラーの設置状況についてお聞きします。市内の複数の箇所にメガソーラーを設置されていますが、その状況についてお尋ねいたします。
○議長（上野伸五）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　まず、福岡県から林地開発の許可を受けまして開発を進められ、工事が完了し、稼働しているものについてお答えいたします。６カ所ございます。その地区別の内訳といたしましては、飯塚地区が２カ所、筑穂地区が１カ所、庄内地区が１カ所、頴田地区が１カ所、また、飯塚地区と穂波地区にまたがるものが１カ所となっておりまして、全体面積の合計で５８ヘクタールとなっておるところでございます。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　飯塚市自然環境保全条例に基づきます届け出がなされた施設につきましては、先ほど経済部長が答弁しました。林地開発許可以外の施設としましては、市内１１カ所がございます。その地区別の内訳としましては、飯塚地区が２カ所、穂波地区が１カ所、筑穂地区が１カ所、庄内地区が

２カ所、頴田地区が５カ所となっており、全体の面積につきましては、約５５ヘクタールとなっております。
○議長（上野伸五）
　７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
　５５ヘクタールというふうに聞いても、私はよくわからなかったんで、福岡ドームをもとにして考えると、福岡ドームが１万３５００平方メートルということだったので、約４３個分が飯塚市にあるということだと思うと、大変広いメガソーラーだなと思います。私はそしてまたメガソーラー全てが悪いと言っているのではなくて、住民が安心して、安全に思えない場所、そしてやり方が問題ではないかというふうに思っております。そしてまた、自然環境が守れるよう条例の整備を行うことが何よりも必要で、直方市にも太陽光の条例ができたというふうにお聞きしております。飯塚市には飯塚市自然環境保全条例がございますが、その第１条に条例の目的がうたってあります。市はこの内容について、どういうふうにお考えなのかお示しください。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　条例の第１条には、「自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状にかんがみ、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的とする」とうたってあります。この条例がなければ、許可権者が許可すると、周辺住民はどんな事業が行われるか知らないままに事業が進んでいくことになります。閲覧、住民説明会で住民が事業の内容を理解し、その事業が環境に重大な影響を及ぼす場合には、市と市民が連携して、その事業活動を未然に防止することを目的としております。大変重要な条例であると認識をしております。
○議長（上野伸五）
　７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
　ここの第１条のほかの条例にはない言葉として、私はここ、「市と市民が連携して」というのは、ほかの条例にはないような条文です。しっかりこれは私たち市民も意識しておりますが、市もしっかり意識していただきたい重たい言葉だと思いますので、どうぞご検討ください。また、自然環境保全条例の第１４条には「不適正な事業活動の防止」についてうたわれており、以下第１８条までいろんな取り組みがあります。この不適正な事業活動の防止等の手段をもっと活用できないかと思いますが、いかがでしょうか。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　自然環境保全条例の第１４条「不適正な事業活動の防止」、第１５条「報告及び立入調査」では、必要に応じて立入調査や事業者からの報告によって事業活動を確認しており、また農林振興課を通じまして、県との連携を図っております。情報共有をしておるところでございます。また第１６条「指導及び勧告」では、届け出を怠った場合、事業計画に明示されていない事業を行っている場合、説明会を開催しない場合に、事業者に対し必要な指導または勧告をすることができ、第１７条「必要な措置等」では、不適正な事業活動を確認し、適切な措置の求めに応じない場合の措置として、また第１８条「公表」では、第１６条の勧告に応じない場合、改善が必要と認めた場合の事業計画変更の求めに応じない場合、報告の求めに対し報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または当該職員の調査を正当な理由なく拒み、もしくは妨げた場合、不適正な事業活動に対する措置命令に従わない場合に、その内容を公表することができるとされております。第

１６条から第１８条には、当該事業活動は該当していないものと考えております。
○議長（上野伸五）
　７番　金子加代議員。
○７番（金子加代）
　第１４条が適用されないということですけれども、やはり私はここの住民が納得する説明会が実施されていないというところを鑑みても、私はこの第１４条というのは、まさに該当するのではないかと考えます。第１条に先ほど申しましたが、市と市民が連携してという言葉があります。本当に重たい言葉だと私は考えます。業者に対して引く態勢ではなく、しっかり自然の環境を及ぼす重大な影響だということを考えて、市として工事の差しとめ仮処分申請を要求して、私の一般質問を終わらせていただきます。
○議長（上野伸五）
　暫時休憩いたします。

午前１１時２９分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（上野伸五）
　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員に発言を許します。川上議員よりは、個別業者に関する質疑通告があっておりますが、企業活動への影響にも配慮の上、質問をしていただきますようによろしくお願いいたします。８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。質問の第１は、片峯市長が２月２５日に議会に説明した施政方針についてであります。１点目は、施政方針の基調、２点目は重要施策です。新型コロナウイルス対策は市政全般に及ぶ緊急課題ですが、施政方針の説明では全く言及がありませんでした。一般会計予算案を見ても、関連予算は１円も計上されていません。予算案上程にはまだ時間があった２月６日の協働環境委員会で私は、この緊急課題を取り上げましたが、市長は公務のためとの説明でしたが、欠席しました。２月２０日になって市長は、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策本部を設置し、新型コロナウイルス対策についてを発表しました。そして、２５日が施政方針の説明でした。２７日には、新型コロナウイルス感染症対策についてを発表しましたが、小中学校の休校措置はありませんでした。ところが、翌２８日、突然、市立小中学校の臨時休校、児童クラブの臨時開設、公立保育所・こども園の対応、企業・事業所への要請の４点を打ち出しました。新たな感染の拡大が続いていることとあわせて、市民生活に大きな混乱が生じています。市長は対策本部の最高責任者です。施政方針で新型コロナウイルス対策を一言も述べなかったのにはどんな理由があるのか、お尋ねします。
○議長（上野伸五）
　行政経営部長。
○行政経営部長（藤中道男）
　当該年度の市長の市政運営に対する基本的な考え方や予算案及び主要施策についてまとめました施政方針につきましては、１１月の新年度予算編成にあわせて策定作業を始め、３月議会にお示ししております。令和２年度の施政方針につきましては、２月５日に最終決裁を受け、確定したものでございます。
　施政方針では新型コロナウイルスの対策を一言も述べなかったというご質問でございますけれども、施政方針策定時につきましては、新型コロナウイルスの対策についての具体的な対策本部の方針等につきまして、反映できなかったことによるものでございます。

○議長（上野伸五）
　川上議員、質疑を続けていただいていいですか。暫時休憩いたします。

午後　１時０５分　休　憩

午後　１時０５分　再　開

○議長（上野伸五）
　本会議を再開いたします。市長。
○市長（片峯　誠）
　ご指摘、そして懸念をなさっている新型コロナウイルス対策につきまして、私もテレビや新聞報道等逐一目を通しましたり、市役所の中の所管課もしくは医療機関からの情報収集に努め、懸念している案件でございます。しかしながら、議会初日に施政方針を述べました折には、もう既にそのときには、市の大きな施政に対する方針、そして関連する予算等々について、これまで市役所内で検討し、作成しましたものをご説明いたしましたので、私の私見でのコロナウイルスに対する件について、その場で述べるのは差し控えた次第でございます。今後、対策本部の責任者として、市民の皆さんに安心して市民生活が送ることができるように最大限の努力をしてまいりたいと考えているところです。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　関連して、臨時休校を決定するに至る経過及び市長の判断をお尋ねします。
○議長（上野伸五）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）
　令和２年２月２７日の夕刻に、安倍内閣総理大臣から、全国全ての小中学校、高等学校、特別支援学校に対し、３月２日から春休みまでの期間を臨時休校にするよう要請がありました。新型コロナウイルス感染による健康被害を最小限に抑えるためには、ここ１、２週間が極めて重要な時期であることが、２５日に国の対策本部から示されていたことは承知しており、今回の措置が何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考えてとられたものだとの説明があったことから、本市においてもその要請に応えていくべきと判断し、直ちに教育委員会事務局で、子どもたちの学びに向かう姿勢が途切れないよう、また児童生徒や保護者の方々の不安を少しでも取り除くことができるよう、臨時休校の期間に学校等でとるべき方策についての素案の作成を行いました。２月２８日８時半より、臨時休校について協議を行うため、市長を本部長とする緊急の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、３月２日から３月２４日までを臨時休校に、また、２月２９日の土曜日を臨時出校日にすることを決定いたしました。その後、１０時より臨時の教育委員会会議を開催して承認を受け、１０時半より校長会議を行い、市内全小中学校長に指示をいたしたところでございます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　市長の判断を伺っています。
○議長（上野伸五）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）

今回の措置については、政治的対応であるということを校長会の中でも市長が説明をいたしました。政治的な判断でこのような対応がとられております。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
市長は答弁しないんですね。
○議長（上野伸五）
市長。
○市長（片峯　誠）
２７日夜、教育委員会事務局、その日は安倍首相が夕方にテレビで３月２日から２４日までを小中高、そして特別支援学校を臨時休校とすると。それによって感染の拡大の時期を少しでも後ろに移したいと。その間に対策をしたいというような趣旨での記者会見がありました。それを受けまして、国のほうのいわゆる一つの国策として、感染を拡大することを防ぐための方針が示されましたので、その日の夜、教育委員会事務局のほうと私とで相談をしまして、確かに急なことですので、学校の子どもたちの混乱、保護者への迷惑、そして受け入れる学童等への大きな負担についてもどうかということを協議いたしました。しかしながら、正直言いまして飯塚市だけがそれについて協力しないということでしたら、感染を拡大するという、何よりも命と安全を優先するという、その方針を支えることが市としてもできないので、今回は、その趣旨に基づいて何とか対応できるように工夫をしようということで、本市としまして、国からもろもろの後からの指示が出る前に、３月２日から休校にしよう。そして、連絡事項をきちんと子どもたちにおろした上で休みとすること。そして、休み中の指導も教育的に必要だということで、土曜日を出校日とさせていただくこととしました。また、先ほど教育部長は説明しませんでしたが、学童についても必要とあらば受け入れ拡大をすること。そして、御承知のとおり、本市では学校教育課に学校と学童を所管する部署とを一つにしておりましたので、また、施設も共通に、もう既に３年前からしていますので、施設も開放し、そして学校の先生方にも依頼をして、学童の運営協力に当たっていただくということ。そしてもう一つが、学童の支援員さん方への負担については市のほうが責任を持って、人員確保や予算措置について対応するということで、２月２９日、たしか９時半から、学童を預かる青少健の事務局の方々と協議をし、その旨でご理解をいただきましたので、それも含めまして、市長としての、これは市の政策として実施するもので、教育活動ということを担っている先生方にはご迷惑をおかけしますが、何とぞご理解をいただきまして協力してくださいという旨の説明を臨時校長会議冒頭でさせていただいた次第でございます。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員
○８番（川上直喜）
片峯市長は緊迫した状態の中で即断せざるを得なかったということで、いわば安倍晋三首相を信じての措置だったと思うんだけど、その安倍晋三首相は国会において、今回の措置について科学的根拠は何も示すことができない。むしろ専門家の意見を直接聞いたものではありませんという答弁をしたんだけど、この答弁を聞いて、片峯市長どう思われますか。
○議長（上野伸五）
市長。
○市長（片峯　誠）
正直言いまして、てっきり専門家の方々と会議をされた上でのことだとも思いましたし、私、今でもひょっとしたら、そのことをおっしゃってなくても、いわゆる専門家の方々との情報交換はきっとなさっているはずだと思っています。私だったらそのように対応いたします。
○議長（上野伸五）

８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
やっぱり安倍首相と片峯市長は大分違うんですよね。そういうふうに忖度する必要がない状況が国会の論戦の中で既に明らかになっています。この際、子どもたちの安全のために４つの提案を行います。第１は、児童クラブと放課後等デイサービスなど子どもの受け入れについては、利用料とおやつ代は無料とし、受け入れのために必要な人員と財源についても完全に支援すること。第２は、必要に応じて感染防止の措置をとった上で、教員の管理のもと学校施設で可能な人数を受け入れること。第３は、子どもの安全対策について、市及び教育委員会が万全を図るとともに、市民に協力を要請すること。第４は、国に対し十分な休業補償及び損害補償措置をとるように求めること。この４点です。市長の責任ある答弁を求めます。
○議長（上野伸五）
教育部長。
○教育部長（久原美保）
私のほうからは、児童クラブの利用料とおやつ代の保護者負担を無料とし、児童の受け入れのための必要人員と財源の完全支援についてというご質問に対してお答えをさせていただきます。児童クラブに関しまして、詳細な内容がまだ明らかにはなっておりませんが、国から今回の措置に伴って、やむを得ず利用せざる得ない保護者に対しては負担を求めず、国において１０分の１０の補助を行う旨の一報があっておりますので、その内容に沿っての対応を考えております。なお、児童クラブでのおやつ提供は児童クラブごとに提供しており、児童クラブの利用料と性質が異なるため、市で対応することは考えておりません。児童クラブの受け入れに際し、必要な人員を確保することについては、先ほどの市長の答弁と重なりますが、校長会の中において、児童クラブと協議を行い、学校から児童クラブへ人的支援を行うよう既に通知をしており、必要な人員を確保できるものと考えております。事業費につきましても、委託先であるＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会と協議を済ませており、必要な事業費を確保することといたしております。
○議長（上野伸五）
福祉部長。
○福祉部長（實藤和也）
放課後等デイサービスにつきましてお答えをいたします。今回の学校の臨時休業に関しての放課後等デイサービス事業所等の対応については、厚生労働省の通知により、感染の予防に留意した上で原則開所し、開所時間は可能な限り長時間とするとされております。また人員につきましては、同じく厚生労働省の通知におきまして、受け入れに当たっては障がい福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等について柔軟な取り扱いを可能とし、定員超過利用減算や一時的に人員基準を満たすことができない場合においても減額措置を適用しないこととするとされております。保護者負担の軽減につきましては、３月３日時点でも関係省庁からの通知はございませんで、県からも無償化の予定はないという報告を受けておりますので、保護者負担を無料にすることについては考えておりません。
○議長（上野伸五）
教育部長。
○教育部長（久原美保）
続きまして、第２の必要に応じて感染防止の措置をとった上で、教員の管理のもと、学校施設で可能な人員を受け入れることについての提案に対しましてお答えをさせていただきます。児童クラブにおきましては、マスクの配布や手洗いの徹底など、感染防止の取り組みを徹底いたしております。また、今回の臨時休校に際して、利用児童が増加するような場合は、児童クラブと学校が密に連絡をとり、図書室などの特別教室を使用するなど、学校施設を活用して児童クラブの

運営を行うことといたしております。また、子どもたちの指導についても、教職員も積極的にかかわり、児童クラブと学校が一体となって子どもたちへの支援を行うことを確認いたしております。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

３番目の子どもの安全対策について、市及び教育委員会が安全を図るとともに市民に協力を要請することについてお答えいたします。今回の臨時休校の措置については、子どもたちに丁寧な説明を行うため、２月２９日に臨時出校日を設け、児童生徒に対し不要な外出は避けるなど、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにとるべき行動について説明しております。また、臨時休校期間中は、教員が家庭訪問等を行うとともに、校区の巡回を行うことで、児童生徒の安全確保に努めるようにしております。少年相談センターでは、学校休校の期間も、昼間の定期補導で地域の見守りを行う予定となっております。また、飯塚警察署との連携により、青パト隊や子ども見守り隊、さらには補導協議会などの市民活動団体にも、今回の休校の趣旨を考慮いただき、児童生徒の安全確保にご協力いただけるようお願いしてまいります。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

第４点目のご提案でございます。国に対し十分な休業補償措置をとるよう求めることについてでございます。国の休業補償措置につきましては、２月２８日に福岡労働局並びに九州経済産業局に対しまして、中小企業への支援策、特に雇用調整助成金の特例措置の拡充についてお願いをいたしました。厚生労働省では、３月２日、新型コロナウイルスの感染拡大による小学校などの臨時休校を受け、正規雇用、非正規雇用を問わずに、仕事を休んだ保護者に給料を支払った企業に対する助成制度を創設すると発表いたしております。支援策が制度化されましたら、市内企業、特に中小企業や小規模事業者の皆様に周知徹底を行いたいと考えておるところでございます。

○議長（上野伸五）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

自営業者の損失補償及びフリーランスなど雇用によらない働き方をしている方々の損失補償もあわせて国に要求してもらいたいと思います。今回、施政方針は、我が国の経済状況の先行きについて、内閣府の見解を紹介しただけで、地域経済に関する認識は示されませんでした。施政方針が紹介したこの見解は、明らかに１月の月例報告の内容であります。２月の月例報告は、ゆるやかな回復が続くことを期待されるが、とする評価は変えていませんが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響を十分に注意する必要があるとの文言を新たに加える一方で、どういうわけか消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があるとした文言を削除しました。２月２５日の施政方針の段階で、内閣府の１月の見解を紹介したのはどういうわけでしょうか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

質問議員のご指摘のとおり、施政方針は１月の月例経済報告を参考に掲載させていただいております。先ほどの答弁と重複いたしますけれども、施政方針の策定時における最新の月例報告、これは１月２２日でございますが、として紹介したものでございます。

○議長（上野伸五）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）
　２月２５日は、施政方針の段階で２月の月例報告が出ているじゃないですか。出ていないですか。
○議長（上野伸五）
　行政経営部長。
○行政経営部長（藤中道男）
　２月の月例報告は２月２０日公表となっております。出ております。２月２５日前に、２月の月例報告は出ております。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　なぜこういう重大な問題を反映しないんですか。
○議長（上野伸五）
　行政経営部長。
○行政経営部長（藤中道男）
　先ほどの答弁と重なりますけれども、施政方針の策定時の考え方に基づきまして、経済情報を掲載させていただいておりますので、最新の情報は反映していないということでございます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　内閣府はゆるやかに回復しているとしていますが、２月１７日発表の昨年１０月から１２月期の国内総生産、ＧＤＰ速報においては、実質はマイナス１．６％、年率マイナス６．３％と、５四半期ぶりのマイナス成長となったとしています。個人消費と設備投資の激減の要因として、消費税の１０％への増税が指摘されます。それに加えて新型コロナウイルスの直撃もあり、１月の有効求人倍率は前月比０．０８ポイント低下の１．４９倍と急落し、完全失業率は０．２％上昇の２．４％と、４カ月ぶりに悪化していたんじゃないですか。それでも市長は緩やかに回復しているとの内閣府の見解をうのみにした認識で今後の市政運営に当たるつもりでしょうか。
○議長（上野伸五）
　行政経営部長。
○行政経営部長（藤中道男）
　質問議員がご紹介されましたように、政府見解もその都度変化いたしております。経済情勢は大きく変動する可能性を秘めておりますので、直近の政府の内閣府の見解を認識しておりますが、市政運営に当たっては、経済情勢、それから社会情勢に注力しながら、市政運営を行う必要があると考えております。
○議長（上野伸五）
　市長。
○市長（片峯　誠）
　施政方針の段階で、２月の内閣府のほうから出ました２月２０日公表の分を反映できればよかったんでしょうが、日にちがなく、反映できなかったということでございます。もう１点は、そのような内閣府の見解と比べまして、飯塚市の状況につきましては、財政当局と毎月、前月ごとの市の、市民の方々の納入いただく個人市民税とそれから企業のほうから徴収させていただきます法人市民税等々の動向を確認しておりますが、飯塚市につきましては、前年比よりもこの３年ほど、いい方向で進んでおりました。しかしながら新型コロナウイルスの２月の状況については、飯塚市そのものについて大きな影響は、２月の前半期につきましては感じられませんでしたが、今の現状を見ますと、個人商店、それから地元中小企業等々、非常に苦慮、そして経営に当惑さ

れている現状でございますので、この状況の中で、今後の財政シミュレーションをどのようにバランスをとっていこうかというように、現在苦慮しているところでございます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　急激な経済情勢の変化に伴った当初予算の組みかえが必要ではないかというふうに思うんだけど、いずれにしても施政方針の段階で、あるいは当初予算の編成の段階で、１月までの、あるいはそれ以前の認識で市長はあったわけだけども、その中で国の予算編成についても施政方針の中で言及しています。２月２８日、衆議院で成立した来年度予算の特徴は、新型コロナウイルス対策費が１円も計上されていないこと。社会保障費の自然増分を抑制していること。中小企業対策費を過去最低としたこと。文教予算がさらに削減され、先進国で最低レベルであること。その一方で４５６兆円もの内部留保を積み上げる大企業には、さらなる優遇策を設けたこと。富裕層への累進課税強化には後ろ向きであること。さらに軍事費は８年連続で増加し、過去最大の５兆３１３３億円となったことが挙げられ、社会保障より軍事費優先、格差拡大を進めるものとなっています。住民の暮らしを守り、前進させる役割を持った地方自治体の財源はどうでしょうか。地方財政計画について、市長は地方交付税等の一般財源総額は令和元年度０．７兆円、７千億円上回る額を確保と紹介しました。もともと社会保障の自然増分、幼保無償化、会計年度任用職員経費など合わせて９８００億円は当然増となるべきもので、単純に自治体財政が楽になるわけではありません。しかし一方では、地方自治体がこの間要望していたまち・ひと・しごと創生事業費１兆円が確保され、地域社会再生事業費４２００億円の創設があり、地方財政は全体として抑制基調ではありますけれども、住民要求を実現する財源はしっかり確保されていると考えます。本市がこうした状況を生かすとともに、過去最高水準にため込んだ基金を活用し、大規模な新体育館、いいづかスポーツ・リゾートを初め、各分野の浪費をきちんとチェックすれば、本来、住民福祉の増進を大きく進めることができると考えますが、市長の見解を伺います。
○議長（上野伸五）
　行政経営部長。
○行政経営部長（藤中道男）
　国の地方財政計画につきましては、質問議員が申されるとおり、一般財源ベースで０．７兆円の増となっておりますが、人づくり革命と銘打った幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化に係る増額、また、会計年度任用職員制度施行に伴う増額が含まれており、地方からすれば、国の施策により増加した地方負担分の当然の措置であると考えております。また、法人事業税の偏在是正措置により生じた財源を活用して、地域社会再生事業費が創設され、地方が地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策に自主的、主体的に取り組むため、約４２００億円が措置されておりますが、これにつきましては、その算定方法の一部が明確に示されておりませんので、個別の試算はできておりませんが、飯塚市においても普通交付税が増となるのではないかと見込んでいるところでございます。一方で、普通交付税では、合併算定かえの縮減により減額も見込まれていまして、このような歳入の増減や歳出の必要額を見込んだ上で、住民福祉の増進を図る予算編成を行うことと考えており、今後も財政状況や全体的なバランスを考慮した予算編成に努めてまいりたいと考えております。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　その気になれば財源はあると。さらに市長は、まちづくりにおける立地条件を生かして人口の減少を抑制したいという意味なのか、「福岡都市圏と北九州都市圏という２つの都市圏の真ん中にあって、飯塚市の価値を今まで以上に高め、キラリと光る地域となるために取り組みを推進す

る必要がある。」さらに続けて、「全ては市民とその未来のために、本物志向、未来志向のまちづくりという目標を掲げ」と述べました。これが「キラリと光る」という意味でしょうか。チャレンジ、チェンジ、チェインなどのきれいな言葉が踊りましたが、住民、福祉、安心という言葉は聞かれません。本市は既に２０１７年３月、たまたま片峯市長の就任と重なる時期でしたが、地方自治の本旨は住民福祉の増進であることを明記し、市政運営で一番大切なものとして策定した第２次総合計画の都市目標像をまだ覚えているでしょうか。「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」という目標を市長はどのように理解しているのか、聞かせてください。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

総合計画は、市民と行政が目標とすべき都市目標像を掲げ、長期的なまちづくりの基本的な方向を明らかにした本市の行政運営における最上位計画と位置づけられております。その都市目標像は、「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」であり、令和２年度の施政方針につきましても、それを目標として、総合計画のもとに策定しているものでございます。人口減少と少子高齢化への対応や希望ある未来への取り組みを行うことで、飯塚の価値をこれまで以上に高め、市内外の皆さんに住む場所、働く場所、子どもを育てる場所として選んでもらえるようにすること。そうなることを「キラリと光る地域」となると表現しております。また、本物志向、未来志向のまちづくりは、生まれてから働くまでの人材育成、高齢者が活躍できる元気なまち、若者が働けるまちであり、それが未来に向けて、生まれてから終末を迎えるまでの市民の幸せ１００年プラン、市民のグランドデザインにつながるものと考えております。

さらに、３つのＣにつきましては、１つ目のチャレンジとは未来への挑戦であり、社会情勢の変化を的確に把握し、市民ファーストの心を持って新たな未来を切り開くことを表現しております。２つ目のチェンジとは勇気ある変革であり、新たな未来を切り開くため、これからの仕事のやり方を含めた改革のことを表現しております。３つ目のチェインとは信頼の結合であり、市民や民間事業者、職員間において信頼の結合の構築を図ることを表現いたしております。これらの目標やキーワードは、いずれも本市の課題解決に向けたものであり、その実現によって、住みなれた地域で健幸で自立した生活ができ、安心して子どもを産み育てられるまちづくりができるものと考えております。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯　誠）

端的に申しまして、本物志向、未来志向の本物志向とは、市民の皆さんが日常の生活に満足していただく。そして、市の課題や市民のニーズに行政がスムーズに応えることができる。そしてそれが、まちづくり協議会や自治会等と地域の皆さんとの協働により、まさに市民に寄り添った形で進めることができる。そんなまち、それを目指すことが本物志向だと私の中では定義をしております。時代が平らな時代、つまり変化がない時代、違った見方をしますと、順調に高度成長しつつある時代でしたら、恐らくこの本物志向だけでよかったんだと思いますが、現在のような、まさに国際的にも、そして我が国も、そしてこの地域も多様な変化に対応しなければいけない時代であると認識をしていますので、未来の姿を想定し、取り組むべき必要な案件をシミュレーションし、それに基づくプラン立て、そして実行、それを勇気を持って行う、それを未来志向だというように位置づけておりますので、質問者が懸念されております住民や福祉、そして、市民の皆様への安心というようなことについては、就任当初と変わるものではありません。

○議長（上野伸五）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）
　本物志向ということにそれほどこだわるのであれば、やっぱり今の答弁から言えば、本物の福祉志向というべきではないかと思うんですね。なおかつ言えば、第２次総合計画の中にある先ほど紹介しました都市目標像については、４年目を迎えたとはいえ、施政方針の中から外してはならない言葉ではないかと。市長の、そういう意味では先ほど紹介したまちづくりの目標に対しては、本市の地理的な、自然的な、歴史的な、社会的な特性を生かして市民福祉の増進を図ることを基本にしているのが第２次総合計画ですから、その「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」というまちづくりの目標を対置したいと私は思うんです。市長が言われる「キラリと光る地域」という言葉に対しては、「キラリと光る福祉のまちづくり」という言葉を対置しなければならないんではないかと思います。この対置について市長はどう思われますか。
○議長（上野伸五）
　行政経営部長。
○行政経営部長（藤中道男）
　人口減少と少子高齢化への対応や希望ある未来への取り組みを行うことで、飯塚市の価値をこれまで以上に高め、市内外の皆さんに住む場所、働く場所、子どもを育てる場所として選んでもらえるようにすること。そうなることを「キラリと光る地域」となると表現いたしております。年を重ねても住みなれた地域で、健幸で自立した生活ができるための取り組みや、安心して子どもを産み育てられるための取り組みを重ねていくことが肝要であると考えており、質問議員の見解と「キラリと光る地域」となるという目標は同じ方向性を示したものであると考えているところでございます。
○議長（上野伸五）
　市長。
○市長（片峯　誠）
　質問者の、福祉ということをぜひ入れてほしいというような思いはわからないわけではありませんが、「キラリと光る福祉のまち」、「キラリと光る教育のまち」、「キラリと光る医療や介護が充実したまち」、私としてはそれらを全て包含した形で、今のような説明をしますとキーワードとして非常に長くなりますので、「キラリと光る地域」として、市民の皆さんからも自信を持ってふるさとを語れる、そのような市民の皆さん、そして子どもたちにしたいと思っていますし、市外から見たときも、飯塚市ってこういうところが充実しているよね、こういうところがすごく人に寄り添っているよねというようなまち、それを「キラリと光るまち」、「キラリと光る地域」と定義しているものでございます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　共通なところもありますよということが強調されたと思います。それで、福岡都市圏と北九州都市圏の真ん中にあってという表現です。飯塚市こそが本当に安心して住み続けられる福祉のまちづくりを進めているんだと、本当に言われてみればそうだというふうにするためには、もう少し工夫が要ります。切実な住民の、とりわけ若い世代の切実な願い、要求をどう捉えるかということになってくるんだけど、そこで幾つか具体的に聞きます。ごみ袋代の負担を福岡都市圏や北九州都市圏より軽くするには、財源はどれぐらい必要でしょうか。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　福岡市では家庭系可燃の大の袋が税込み４５０円、北九州市が税込み５００円となっておりま

す。本市と同じように中、小の袋もありますので、それぞれの単価を市の販売予定数に乗じまして比較をしましたところ、福岡市の家庭系単価の場合で約１億２千万円の減収、北九州市の場合は約９５００万円の減収となります。その額が財源として必要となると見込んでおります。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　市長、２点目です。児童クラブ利用料をとりあえず半額にするには、財源はどのくらい必要でしょうか。
○議長（上野伸五）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）
　児童クラブの利用料を半額にするには、平成３０年度の決算額ではありますが、調定額約８１８３万円の半分であります約４０９２万円の財源が必要になると考えます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　３点目は、学校給食費、これもとりあえず半額にするには、財源はどのくらい必要でしょうか。
○議長（上野伸五）
　教育部長。
○教育部長（久原美保）
　同様に平成３０年度の決算額から算出いたしますと、保護者負担分の調定額約３億２５００万円の半額であります約１億６２５０万円が必要となる見込みとなります。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　４点目は、保育所利用料を全ての子どもについて無料にするには、どのぐらい財源が必要ですか。
○議長（上野伸五）
　福祉部長。
○福祉部長（實藤和也）
　保育所の利用料無料の対象を全ての子どもにいたしますと、保育所、認定こども園、幼稚園、届出保育施設に入所している子どもたちが対象になるかと思います。本年度、令和２年度の予算に計上しております金額でいきますと、保育所保護者負担金で３億１６６７万２千円、それに各施設、それ以外の保育所以外の施設で徴収しております保育料と合わせますと約４億９千万円の財源が必要となります。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　市長、５点目です。せめて中学３年生まで子ども医療費に係る自己負担をゼロにするには、どのぐらいかかるか、お尋ねします。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　中学生まで通院、入院に係る自己負担額を無料にすると、新たに約８千万円の財源が毎年必要になると試算しております。

○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　ごみ袋代を福岡都市圏との関係で言うと１億２千万円ということなんですけど、これ今１から５まで聞きましたけど、全て合わせるとほぼ８億９千万円です。これについて、国と県にしっかりとした支援を要求するとともに、本市として独自の工夫をすることによって財源を確保できるんじゃないでしょうか。適正に予定価格を設定したにもかかわらず、一度ならず二度までも業者が辞退した新体育館の建設、今年度２５億円は、この際凍結し、現体育館の耐震補強などを緊急に改修工事を行い、地元業者が利用するには立地が適当でないと考えられ、使用料などから将来的に地元業者の利用が心配される卸売市場の建設は見直し、部落解放同盟や同和会に対する団体補助金の廃止など、不要不急の事業をチェックし、過去最高水準まで膨れた財政調整基金を初め、さまざまな基金を活用して、ほぼ６９０億円にのぼる一般会計予算の１．２９％程度を組みかえれば、これらの財源を確保することできます。いわば暮らしアップ９億円プランです。ごみ袋代、児童クラブ利用料、学校給食については当面半額軽減とし、保育所と子ども医療費の無料化を図る考えは、片峯市長がその気になれば実現できるはずです。市長の見解を伺います。
○議長（上野伸五）
　行政経営部長。
○行政経営部長（藤中道男）
　暮らしアップ、つまり住民福祉の増進は、地方自治体の重要施策であり、これまでも、これからもそれは変わることはございません。質問議員がご提案されている手法につきましては、住民の福祉の増進につながる一つの方法であると認識いたしております。保育料の完全無償化に関することにつきましては、まず国、県が制度化しないと、国、県が負担する要望はできませんが、制度化された場合は、市長会を通じて要望してまいりたいと思います。また、ご提案の内容が、経常的に必要な財源を歳出の削減により残りの４億円程度を捻出できないかということにつきましては、現在、行政評価で無駄の削減に取り組んでおりますが、現時点では４億円規模の見直しというのは難しい、厳しいものと感じております。ご提案の内容につきましては慎重に検討、研究する必要があると考えているところでございます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　片峯市長と話をしたいんだけど、「キラリと光る地域」でしょう。「キラリと光る福祉のまちづくり」、福祉というのは教育も入ります。全部入ります。そういう言葉の意味ですが、福祉は。私が使う意味はね。今言ったのは少なくともその一部です。５つ、きらきらきら、５回言わないといけない。そういうキラリを今提案したわけです。ぜひとも検討してもらいたいと思います。
　第２は白旗山メガソーラー乱開発についてであります。１点目はアサヒ飯塚メガソーラーです。私は１２月議会で坑道の調査など、アサヒ飯塚メガソーラーは、偽りその他の不正な手段により許可を受けて開発行為をした者に該当すると考える。福岡県に検証を求め、監督処分を要求して当然ではないかとの質問をいたしました。経済部長は、そこの判断については、これまでの状況等を再度説明をしながら、県のほうにその判断について伺いたいと答弁しました。県には、いつ話をして、県はどういう態度であったか、お尋ねします。
○議長（上野伸五）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　まず１２月１８日に県のほうに赴きまして、副市長、私、担当課長の３名で福岡県を訪問し、市議会でのご指摘等について再度お話をさせていただいております。福岡県からは、この地下調

査において坑道の存在は確認されてはいないけれども、調整池の施工を進めるに当たっては、坑道の存在に配慮するよう事業者に対して伝えているということでございました。また、坑道の有無や耐震性については、林地開発許可の要件にはなっていないが、その旨注意するよう伝えているという回答でございました。

○議長（上野伸五）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

相手は誰ですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

県につきましては、農山漁村振興課の課長補佐でございました。

○議長（上野伸五）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

１２月議会のやりとりは、私は、偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為をした者に該当するのではないかと、福岡県に検証を求めてもらいたい、監督処分を要求して当然ではないかと聞いたんですよ。河口隆二課長補佐に会って何て言ったんですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

この林地開発の状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現状についてご説明をさせていただいております。この監督処分の状況につきましては、これまでも知事宛ての文書等を持参する中で、市といたしましても、この状況を報告し、今の県の状況について問い合わせをしているところでございますが、現状において、県としては適切な工事の進捗状況の管理監督を行う中で、適正に指導してまいりたいということでございます。

○議長（上野伸五）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

この監督処分については門前払いを食らったということを言っているんですね。また私が、Ｂ調整池付近には多くの住宅と通学路とともに市水道局の上高雄ポンプ場もあり、土石流など重大災害が発生すれば取り返しがつかない。工事差しとめの仮処分申請を緊急に検討すると答弁できないのかと質問したのに対して、梶原副市長は、県のほうに強硬に申し入れて、仮処分のことを含めて強硬に申し入れを行う旨の答弁をされました。工事差しとめ仮処分の検討状況及び県への申し入れと回答をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほどのご答弁いたしました状況でございますが、重複いたしますけれども、１２月１８日に副市長、私、農林振興課長の３名で県に訪問いたしております。この林地開発については、これまでも住民の皆様方の反対も強く、過去、市議会において中止を求める決議をしている状況、また先ほども申し上げましたとおり、この市議会における質疑においても、その状況について強く要求されておるということも、県として十分に認識してほしいということで強く申し入れをしたところでございますが、先ほども申し上げましたとおり、現状での監督処分というところには至ってないというところでございます。（発言する者あり）

○議長（上野伸五）
　議員、挙手してお願いします。経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　失礼いたしました。工事差しとめの仮処分の検討につきましては、これまでも申し上げましたとおり、市として、市が住民の代位をするという形での仮処分の差しとめの請求というのは困難であるということで考えており、弁護士等とも協議をしながら、現在のところ申し入れをしているところでございます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　どこの弁護士と協議をしたんですか。
○議長（上野伸五）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　市の井上弁護士でございます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　協議の内容を教えてください。いつ、どこでというのも。
○議長（上野伸五）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　失礼いたしました。昨年１２月１６日に訪問いたしまして、弁護士事務所のほうで協議をさせていただいております。まず内容といたしましては、今回の林地開発にかかわる部分について状況をご説明した中で、行政が市としてこの差しとめ請求ができるかということについて協議をしたものでございます。その結果、その内容といたしましては、財産の保全等明らかな守るべき権限等々を明確にする必要があるということでございまして、現状での行政からの差しとめ請求は困難であろうという見解でございました。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　市長、水道局の上高雄ポンプ場があのような形で脅かされる以前の状態ですよ。工事差しとめ仮処分申請については、飯塚市自然環境保全対策審議会の会長である馬奈木昭雄弁護士が２年前の審議会において傍聴者のために配付した資料、条例制定に当たって論点を整理した２００６年１２月の書簡があります。関係部分を紹介し、市の見解を示してください。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　この書簡につきましては、馬奈木弁護士が飯塚市自然環境保全対策審議会会長に就任される前に、平成１８年１２月に書かれたものでございます。飯塚市自然環境保全条例を作成する際にかかわられた立場から、個人的な考え方を示されたものでございます。その内容の要旨を申しますと、１点目として、不安の解消に取り組む基本は地域住民であり、市はその地域住民と協力して共同作業を行う。その共同作業を円滑に行うための手続条例であること。２点目として、原案には裁判など適正な措置と差しとめ訴訟を含む裁判を行うことを明示しようとしたが、いかにもすぐ裁判というように受け取られかねないということで、この裁判という言葉は削ったが、裁判ま

で行う市が原告適格を有しない場合は、住民が起こす訴訟に協力するという考えに立っていること。３点目は、安全性は、一般論としては差しとめ訴訟でも勝訴できる基準となる。それに満たない場合は指導、勧告にとどめざるを得ないことなどが述べられてあります。事業者が不適切な事業活動を行い、市の措置命令等に従わない場合は、差しとめ訴訟も視野に入れた対策を検討することになると考えております。

○議長（上野伸五）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

２点目は、ノーバル・ソーラーについてです。ノーバル・ソーラーの森林法違反について、ＦＩＴ法による許可取り消しに係る国への通知に遅延があったと知事が県議会で答弁しました。市長は、事業者と県の持ちつ持たれつのかばい合いを厳しく指摘して、知事が担当課の仕事を観察して、是正して監督処分を行い、国に通知するよう申し入れるべきだ。九州経済産業局には、県が監督処分をしない事情も説明して、認定取り消しを求めてもらいたい。この私の１２月議会での質問に、副市長は、知事に当然、経済産業局に許可違反であれば通知してくださいと。通知すれば、当然許可取り消しとかそういうことになっていくので、強硬に申し入れを行うとの答弁でした。知事にいつ、どういう申し入れをしたのか、どういう回答だったか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

この点につきましても繰り返しになりますが、１２月１８日に副市長、私、それから農林振興課長の３名で県を訪問いたしております。農山漁村振興課と協議の中で、監督処分については、福岡県の見解では、開発行為に関しての許可条件に反する違反行為があった場合、森林法に基づく監督処分を行わず、まずは国が示す行政指導を活用するとして、ノーバル・ソーラー社については、現状では福岡県からの指導に事業者が従っている状況であるため、監督処分の対象とならないとの認識でございましたが、本市といたしましては、現在の状況について強く申し入れたところでございます。

○議長（上野伸五）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

ここでさかのぼって、昨年９月１７日、片峯市長が県知事宛てに文書で申し入れた内容を確認してください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

９月１７日に福岡県知事宛てに申し入れました内容につきましては、開発に対する住民の不安や懸念が払拭されないまま開発が進んでいったことから、林地開発許可に付されている条件を遵守するとともに、地域住民の理解が得られるような十分な説明会を行うこと。これにあわせ、アサヒ飯塚メガソーラーの林地開発については、Ｂ調整池設置箇所の地下調査の実施、住民説明会が開催されるまで工事を着工しないことなどについて、事業者に対する指導監督の徹底と本市に対する積極的な情報の提供並びに共有についてお願いをした内容となっております。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後　２時０４分　休　憩

午後　２時０４分　再　開

○議長（上野伸五）
　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　要点としては、①林地開発許可条件の遵守、②住民説明会開催、③地下調査、④住民が納得できる説明会がない場合は工事着工を認めない。この４点ということでいいですか。確認できますか。
○議長（上野伸五）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　今ご指摘の点について申し入れをしております。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　これに対し、１０月２１日、どういう日かというと、県知事がノーバルに対する処分の国への通知に遅延があったと県議会で認めた１０日後ということになりますが、県農林水産部長の回答が文書で届いております。内容を紹介してください。
○議長（上野伸五）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　福岡県から１０月２１日付文書にて、福岡県農林水産部長名で回答がございました。その内容につきましては、きめ細かく現地調査を行い、許可条件を遵守して開発行為を行うとともに、地域住民に対し丁寧な説明を行うよう、事業者に対してしっかりと指導していくこと。今後も林地開発事業に関し、福岡県と本市との間で情報共有しながら、必要な対応に当たっていきたいとの回答内容となっております。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　２点、きめ細かく現地調査を行う、①。②は、許可条件遵守と住民への丁寧な説明をしっかり指導していくということになっているんですよ。果たして、そういう決意が実行に移されたかどうかを、飯塚市長の申し入れの４点に沿って検証していきたいと思うんですね。第１のポイント、林地開発許可条件については、アサヒ飯塚メガソーラーが１２月５日に市にメール送信をし、続けて地域に配布した工程表について、１２月１１日に私の一般質問に対して、このままでは許可条件違反になると県が答えたとの答弁がありました。許可条件違反を許さないために何か指導をしたのでしょうか。
○議長（上野伸五）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　福岡県において、アサヒ飯塚メガソーラー社の担当者を県庁へ来るよう指示し、開発地の近隣自治会に配布した工程表を細分化して、正しく修正するように指示をしていたということでございます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）

飯塚市としては、どんな指導をしましたか。
○議長（上野伸五）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
林地開発の所管課といたしまして農林振興課では、１２月９日及び１２月１０日に福岡県に対しまして、この工程表について情報共有を行ったところでございます。また、このスケジュール表では、防災工事完了前にその他の工事が行われるような工程になっていること。緊急連絡先に誤りがあること等を県に伝え、その指導を求めたところでございます。また、９月１７日の市からの文書に基づきまして、工程表が提出された際には、情報共有を行うよう県に求めているところでございます。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
第２のポイント、住民説明会の開催について、県がどんな指導を行ったのか、市が把握しているところを聞かせてください。
○議長（上野伸五）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
福岡県につきましては、開発行為に関連する指導を行った際には、その都度、事業者に対して、住民説明会を開催するよう、丁寧な対応を行うよう、その都度申し入れているということでございました。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
いつ、誰が、誰に対して申し入れを行ったか、お尋ねします。
○議長（上野伸五）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
詳細については、日程と場所等は把握しておりませんが、問い合わせを日ごろやる中で、そのような回答を県からいただいているところでございまして、内容については、日時等については現在把握しておりません。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
なぜですか。
○議長（上野伸五）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
電話等のやりとりの中で、状況については聞いておりましたが、そこまで聴取をしておりませんでした。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
いや、だからなぜですかと。
○議長（上野伸五）

経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
連絡をやっている中で、その点について聞き及んでいなかったということでございます。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
９月１７日に片峯市長が県知事に要求したことなんですよ。なぜ把握しないんですか。
○議長（上野伸五）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
状況については、県と常日頃連絡しながらしておりますので、ご指摘のとおり、その状況については再度整理をさせていただきたいと考えております。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
これは通告事項じゃないですか。誰かわかる人いないんですか。
○議長（上野伸五）
暫時休憩いたします。

午後　２時１１分　休　憩

午後　２時２５分　再　開

○議長（上野伸五）
本会議を再開いたします。経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
失礼いたしました。住民説明会の開催等に関する県から事業者への指導についてでございますけれども、まず、１１月８日にボーリング調査の関係がございまして、その折にも、県のほうからこの市の要望事項、住民説明会の実施等について指導がなされております。また、１１月２６日、これについてはＢ調整池の地下調査についての内容のときでございますけれども、このときについても指導しているということでございました。また、１２月２５日におきまして、県のほうから指導を出しているということでございました。年が明けまして、１月１５日について指導をしているということでございました。また、１月２１日におきましても、県のほうより住民説明会を開くなど、住民に丁寧な説明を行うことについて指導したということでございます。また、１月３０日についても同様でございます。また、２月７日、調整池の設置の状況等について現場確認した際についても住民説明等について指示をしたということでございます。また、直近では、２月２１日に現地にて、この現場確認を行った際でございますが、そのときにも、その指導等を県として行ったというところでございます。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
何回になりますか。
○議長（上野伸五）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）

８回というふうにカウントしております。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
工事を始めて以降でしょう。その前はあるんですか。
○議長（上野伸五）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
申し訳ございません。申し入れ以降のその部分について、今把握をいたしておりません。ご指摘の先ほど申し上げました１１月８日以前については、指導状況について把握をいたしておりません。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
片峯市長、話の仕方としては、市長の９月１７日の申し入れの４つの点を県がどのように履行してくれたのかをずっと聞いているわけですよ。住民説明会については、工事着工前後から８回は言っていると。それ以前はわからないと言っているわけですね。ちょっとそれは確認しようと思うけどね。それは文書で８回要求したんですか。
○経済部長（諸藤幸充）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
文書とは伺っておりません。口頭での指導ということで聞いております。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
８回口頭で指導して、一度も開かれていないという状況の中で、福岡県ともあろうものが、なぜ文書による指導をしないんでしょうか。確認しましたか。
○議長（上野伸五）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
その点については確認をいたしておりません。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
なぜしないんですか。
○議長（上野伸五）
経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
事業者と県との指導のやりとりの中で、住民説明会を開くなど、地域住民に対して丁寧な説明を行うといったことに対しては、希望する自治会単位での説明会を開催する旨を事業者が示していたというところでございまして、実際に今、日程調整を行われているということから、文書といったところには至っていないのではないかと推察をするところでございますが、そこの理由については確認をいたしておりません。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）
　アサヒについては７月２５日以降、昨年ですけど、ノーバルについては３月２５日以降、説明会をしてないですね。それで、これはコミュニケーション努力義務違反事案として、ＦＩＴ法に基づいて県知事が九州経済産業局長に情報提供してしかるべきだと思うけれども、したかどうか確認していますか。
○議長（上野伸五）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　九州経済産業局との情報を共有する中においては、福岡県からコミュニケーション努力義務違反事案としての報告、連絡はあっていないということでございました。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　第３のポイント、地下調査はいつ、どのように行われ、市は結果を把握していますか。
○議長（上野伸五）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　開発業者が依頼した調査会社によりまして、１１月１８日から１１月２３日の期間で、Ｂ調整池設置箇所のボーリング調査が実施されており、１１月２６日に施工業者である株式会社瀬戸内興建より市に対してボーリング柱状図や採取された土壌のコア写真等がメールによりまず示され、Ｂ調整池設置箇所でボーリング調査を実施した旨の報告がございました。また同日に、福岡県からも同様の内容の情報提供がございまして、ボーリング調査の実施箇所といたしましては、市民の皆様が指摘されていたＢ調整池設置予定箇所内の排気口跡の存在が疑われる部分の中央部で実施されたところでございます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　私は、現地の部長を名乗る人から１１月２６日に、今、九州経済産業局に鉱区図をくださいと開示請求を２回協議しているところだというふうに聞いております。ですから、このボーリングは、鉱区図も見ずに適当に行われたということがわかるわけです。九州経済産業局が保存する鉱区図によれば、坑口や坑道がＢ調整池予定地に集中していると判断するのは共通認識だと思います。住民と市が求める水準の地下調査は行われず、今回のボーリングは許可条件違反だと県が認める工程表に基づいて工事を強行する突破口に使われたというのが実態ではないですか。不誠実きわまりないやり方です。
　第４ポイント、住民が納得のできる説明会が開かれないまま工事が行われていると思いますか。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　地域住民の理解が得られるような丁寧な説明会の開催を要望している段階でございまして、現在行われている工事につきましては、防災施設の工事が進んでいると認識しております。住民が納得される説明会が開かれないまま工事が行われているというご指摘でございますけれども、現在行われている工事につきましては、防災施設の工事というふうに認識しておりますので―――
（発言する者あり）
○議長（上野伸五）
　議員、挙手してお願いします。暫時休憩いたします。

午後　２時３７分　休　憩

午後　２時３８分　再　開

○議長（上野伸五）
　本会議を再開いたします。市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　失礼いたしました。今行われているものは、本工事前の防災施設の工事というふうに認識しております。
○議長（上野伸五）
　暫時休憩いたします。

午後　２時４０分　休　憩

午後　２時４０分　再　開

○議長（上野伸五）
　本会議を再開いたします。市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　質問議員が言われますとおり、住民が納得できる説明会は開かれておりません。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　市長、そのまま何が行われているんですか、市長。住民説明会が行われていませんと言ったでしょう。そのまま何が行われておるかを聞いたんです。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　現在行われているものは、防災施設工事でございます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　ここのところがポイントやったわけね。飯塚市長の申し入れは、住民の納得のいく説明会ができるまでは着工してもらいたくないという申し入れをしたわけでしょう。市民環境部長は、防災工事ならしていいというふうに、いつ方針を変えたのか、教えて。
○議長（上野伸五）
　暫時休憩いたします。

午後　２時４２分　休　憩

午後　２時４３分　再　開

○議長（上野伸五）
　本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）
　本市としての見解は変わっておりません。丁寧な住民説明会が行われる前に、防災工事を認めたということではございません。しかし、現実にその工事があっているということでございます。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　議員席からのやじに動揺するんじゃないよ。市長の知事宛て申し入れの４つの要点に沿って伺いました。現段階でアサヒ飯塚メガソーラーは、住民の納得どころか、説明会を行わないまま許可条件違反工事を進める工程表をばらまき、市の地下調査要求を突破口にして一気に森林伐採と土木工事に着手し、さらに１２月と１月、文化財調査を口実に森林伐採を広げ、土木工事を大きく展開しました。そして極めて危険なことに、Ｂ調整池工事において新相田自治会の住宅、企業局が責任を負う上高雄ポンプ場、土木管理課が担当する既設小規模調整池の際まで土木工事が進んでいるのが現状です。県の農林水産部長は１０月２１日、きめ細く現地調査を行い云々と約束しております。どのように実行されたか、さらに森林法第１０条の３、監督処分対象の許可条件違反の視点から知事に検証を求めるべきでありませんか。答弁を求めます。
○議長（上野伸五）
　経済部長。
○経済部長（諸藤幸充）
　この検証ということでございますけれども、１０月２１日、福岡県より回答文書をいただいております。この文書に対しまして検証を求めることにつきましては、今るるご指摘のございました点について、検証を、検証というか確認、どういった今状況にあるのかといったものについて確認することは非常に重要だというふうに考えておりますので、福岡県に対して状況確認、検証が必要であると考えております。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　今言いました市の２つの施設について、境界を確認するための立会はしていますか。
○議長（上野伸五）
　企業局長。
○企業局長（原田一隆）
　立会はいたしておりません。
○議長（上野伸五）
　８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
　この既設小規模調整池敷に関するアサヒ飯塚メガソーラーの占用許可申請の理由、市の判断を伺います。
○議長（上野伸五）
　都市建設部長。
○都市建設部長（堀江勝美）
　令和元年８月２６日に占用申請が提出され、提出書類を確認するに当たり、図面に不備があったため、図面修正の指示及び工法等の協議を行っておりました。その後、ことしに入り、占用箇所の隣接者のほうが来庁され、家屋等に被害が及ぶことがないよう占用許可を出すことの要望を受け、事業者へ占用箇所の隣接住民の方々に放流管の工事についての説明をすることを指示し、占用工事の説明がされたことから、周辺家屋の安全性を考慮し、占用許可を出しております。
○議長（上野伸五）

８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
部長の答弁をもらったけど、全然わかりません。ゆっくりしゃべらせてください。
○議長（上野伸五）
都市建設部長。
○都市建設部長（堀江勝美）
令和元年８月２６日に占用申請が提出され、提出書類を確認するに当たり、図面に不備があったため、図面修正の指示及び工法等の協議を行っておりました。その後、ことしに入り、占用箇所の隣接者の方が来庁され、家屋等に被害が及ぶことがないよう占用許可を出すことの要望を受け、事業者へ占用箇所の隣接住民の方々に放流管の工事についての説明をすることを指示し、占用工事の説明がされたことから、周辺家屋の安全性を考慮し、占用許可を出しております。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
住民は占用許可を出すなという要請をしたんじゃないんですか。
○議長（上野伸五）
都市建設部長。
○都市建設部長（堀江勝美）
当初の計画では、住宅地に隣接した箇所に放流管を埋設する工事となっていたことから、家屋等に被害が及ばないように、より安全性が優先された占用申請であること。また、事業者が占用箇所の隣接住民に対し、放流管の占用について説明がされ、隣接者から占用許可の要望がなされていたため占用許可を出しております。市としましても、業者がそのまま工事を施行することを考えた場合に、より安全性を考慮し、判断をしております。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
私は、水道施設の保全について繰り返し調査を求めてきました。そのたびに調査をしないと答弁を繰り返してきた企業局が、先日、上高雄ポンプ場に隣接する工事現場を見たようです。どういう事情で、いつ、どんな調査をしたか、お尋ねします。
○議長（上野伸五）
企業局長。
○企業局長（原田一隆）
２月１７日、月曜日に、企業局職員がポンプ場の点検に訪れた際に、現地で掘削された状況を確認いたしております。その後、２月２０日に再度現地確認に行った際に、現場管理者と協議を行いました。施工に関しては、隣接者である企業局より現場管理者に対し、安全対策に配慮して行うことを要請するとともに、工事中は地盤高等について定点測量を行わせ、状況報告を受けているところでございます。
○議長（上野伸五）
８番　川上直喜議員。
○８番（川上直喜）
最後の質問にします。４点言いますのでよろしくお願いします。重機、修成工業と書き込まれておりましたけれども、この重機が上高雄ポンプ場のすぐ横まで相当深く掘削しているのを確認したはずです。この上高雄ポンプ場が動かせなくなったらどういう影響が生じるか。２点目、アサヒ飯塚メガソーラーにはどういう申し出を行っているか。３点目、企業管理者は、市民のライフラインがこの乱開発によってどういう影響を受けるか調査もしなかった。工事が始まっても立

ち会いもせず、それどころか自分が管理責任を負う上高雄ポンプ場の構造さえもしっかりと把握していない。こんな事態になっても申し出もしない。こんな企業局に市民のライフラインを任せて大丈夫かとの批判に何と答えるか。最後４点目、飯塚市は、２０１５年６月議会で齊藤市長、当時が、住民同意のない工事は反対。１２月に提出した知事への意見書では、まちづくりの基本方針との整合性は図られていない。２０１６年３月、市議会は、住民合意のない開発工事は反対、一条工務店が撤退を表明し、新たな勢力が台頭してきた。２０１７年６月議会で片峯市長は、住民同意のない工事は反対と市の立場を継承する態度を表明。２年半の経過の後、今回の工程表に見られるように―――、

○議長（上野伸五）

川上議員、短くまとめてもらっていいですか。終わっていますので。

○８番（川上直喜）

もうすぐ終わります。住民の危険を顧みず強行している工事に対して、工事差しとめの仮処分の申請で対抗して当然です。市長の見解、決意を伺います。４点お願いします。

○議長（上野伸五）

企業局長。

○企業局長（原田一隆）

まず上高雄ポンプ場が、もし被害を受けた場合の影響についてでございますが、上高雄ポンプ場からは、けやき台上部にあります上高雄配水池に送水するための中継ポンプ場になります。上高雄配水池は、けやき台団地約３００世帯に給水しており、有効容量２８０立方メートルでございますので、こちらに対しての影響があるかというふうに考えます。また、私どものほうから業者への要請事項につきましては、安全対策に配慮した工事を行うこと。それから、地盤高等について定点測量を行い、その状況を報告すること。また、何か異常があれば、施工業者と協議の上、適切な対応を講ずること。こういったことを確認いたしているところでございます。また、企業局といたしましては、けやき台住民の皆様方にご迷惑がかからないよう最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほどもご答弁いたしました工事差しとめの仮処分の申請についてでございますけれども、工事差しとめの仮処分を申し立てますには、保全すべき権利、権利関係及び保全の必要性を明らかにしなければならないと民事保全法第１３条において規定をされているところでございます。現在、福岡県において林地開発を許可されているという状況の中でございますので、事業者が許可計画、許可条件を誠実に遵守し、開発行為を適正に実施するよう、開発行為に関する法令、開発行為に関する規定に定める基準に基づき、事業者に対して適切な指導監督を行っていくよう強く求めるところでございまして、今現在、現時点において、行政が工事差しとめの申し立てをするということについては考えておりません。（発言する者あり）

○議長（上野伸五）

川上議員、自席に戻っていただいていいでしょうか。川上議員、（発言する者あり）企業局長のほうがしておりますので。（発言する者あり）いや、企業局としては。もう一回、その部分だけもう一回答弁して。企業局長。

○企業局長（原田一隆）

企業局といたしましては、現場業者のほうに監視強化を要請するとともに実施をしていただき、異常があれば施工業者と協議の上、速やかな対策を講じるよういたしておるところでございます。また、けやき台住民の方々にご迷惑のかからないよう最大限の配慮、努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）
　引き続き、４番　奥山亮一議員に発言を許します。４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　公明党の奥山亮一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。通告に従いまして、２つ質問させていただきます。
　まず初めに、今回のコロナウイルス感染につきましては、対策本部立ち上げ以降、大変な思いをされているというふうに思います。また本日のニュースでは、ダイヤモンドプリンセスのクルーズ船を含め、約１千人の方が感染をされております。また亡くなった方が１２名ということで、まず最初にご冥福と、ご入院されている方、遺族の方々に対しましてお見舞い申し上げます。それから、きょうも文書がありましたけれども、なかなかマスクの確保が難しい中、市内に在住されておられます妊婦の方、それからまた里帰りでおみえになっている妊婦の方々に対してもマスクの提供ということで、安心いただけると同時に、飯塚に住んでよかったというふうに思われているというふうに思います。引き続き、よろしくお願いいたします。
　最初の質問でございます。マイナンバーカードでございます。マイナンバーカードは、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平公正な社会の実現ということで、２０１５年、平成２７年１０月以降、国民一人一人に個人番号が通知され、翌年の２０１６年、平成２８年１月から交付が開始されております。２０１９年４月時点では全国で約１３％、１６５６万人で、なかなか進まない中、２０１９年９月にマイナンバーカードの円滑な取得に向けた取り組みについて、デジタルガバメント閣僚会議でスケジュール等が示され、本市においても普及促進に向けた取り組みを行ってあると思います。そこで、質問に入る前に、きょう私が言いたいことを、骨子といいますか、趣旨ですけども、結論を先に申し上げますと、１つ目は、今後予定されているサービスや利便性を市民の皆さんが享受できるよう、あらゆる施策を講じていただきたいこと。２つ目は、２０１８年６月の参議院の決算時の公明党の質問で、道交法を改正し、同年９月から運転免許証で用いる顔写真で着帽を認めない規定を、医療用帽子などの着用が認められるように、マイナンバーカードにおいても積極的に周知等を行っていただきたいこと。この２点が一番言いたいことでございます。では、入らせていただきます。
　まず最初に、本市のマイナンバーカードの交付状況について、お伺いいたします。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　総務省の報告による本市の令和２年１月２０日現在の累計交付枚数は２万２６７１枚で、人口に対する交付率は１７．６％となっております。平成３１年３月末の累計交付枚数１万９１２７枚、交付率１４．７％と比較いたしますと、交付枚数で３５４４枚の増、交付率で２．９％の増となっております。
○議長（上野伸五）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　先ほど私も全国の分を申し上げましたけれども、直近で全国的にどうか、また全国の交付率と福岡県の交付率について、お願いいたします。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　同じく令和２年１月２０日現在で申し上げます。全国の交付率は１５％、福岡県は交付率１３．４％となっております。
○議長（上野伸五）

４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
先ほども申し上げましたように対策本部を設置中で、日々感染食いとめをされているということで、ちょっと何点か質問を取り下げて、次の分に入ります。
本市では、普及促進に向けてどのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。
○議長（上野伸五）
市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
本市の取り組みといたしましては、市報や市のホームページへの掲載を通して広く市民にＰＲするとともに、本庁１階エントランスモニターにおいて、マイナンバーカードの政府広報の放映、市民課の窓口委託業者の協力を得まして、作成いたしましたマイナンバーカードを使ったコンビニ交付のＰＲ動画を市民課窓口専用プロジェクター及びＹｏｕＴｕｂｅで放映するなど、マイナンバーカードの交付率向上に向けた情報発信に努めているところでございます。また、令和元年１１月２４日、日曜日にマイナンバーカード出張申請受付をイオン穂波店で開催し、１３１名の申請があっております。その他、本市におきましては、マイナンバーカードを利用したコンビニでの住民票等証明書発行サービスや、マイナンバーカードの申請時に必要となる写真の無料撮影を始め、マイナンバーカードの受け取り窓口を２カ月に１回程度、日曜日を開設しております。休日窓口開設の充実等さらなる普及促進に向けての取り組みを行っていきたいと考えております。
○議長（上野伸五）
４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
よろしくお願いします。
次に、総務省の通知において、公務員は率先して取得するような通知があっていると思います。市職員の登録状況について、どのようになっているのか、お伺いいたします。
○議長（上野伸五）
総務部長。
○総務部長（久世賢治）
令和３年３月からマイナンバーカードの健康保険証利用が実施されることとなっており、県からも６月末、１０月末、１２月末時点の職員の取得状況調査が実施されております。その時点での状況をお答えしますと、６月末時点では、正規職員数８４６人に対し、取得者が８７人、取得率は１０．３％、１０月末時点では正規職員８４５人に対し、取得者が８７人、取得率は１０．３％、１２月末時点では正規職員数８４５人に対し、取得者１２３人、取得率は１４．６％となっております。
○議長（上野伸五）
４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
１つ飛ばしまして、まだまだということですので、ぜひよろしくお願いします。
私ごとで恐縮ですけども、私もなかなか取得ができていなかったんですけども、おくればせながら昨日、スマホでさせていただきました。まだスマホビギナーとしましても、かかるかなと思っておりましたけれども、５分ぐらいのことで終わります。入れるものはアドレスと生年月日と私の名前ぐらいですか、写真も修正はできませんが、トリミングはするということになっておりましたので、皆さんぜひチャレンジしていただきたいというふうに思います。
次に、マイナポイントというのがありますけれども、本年６月で終了するポイント還元の次の施策であるマイナポイントによる消費活性化策が始まると聞いておりますけども、その概要を簡単にお願いします。

○議長（上野伸五）
　総務部長。
○総務部長（久世賢治）
　まず、マイナポイント事業は、国において消費税率引き上げに伴う需要平準化策として、東京オリンピック・パラリンピック後の消費を下支えする観点から、消費活性化策として実施されております。
　次に、マイナポイントについてでございますが、マイナポイントとは、マイナンバーカードを取得し、かつマイキーＩＤを設定した方が前払いまたは物品等の購入を行った場合に取得するポイントのことでございます。この事業の実施期間は、令和２年９月から令和３年３月までの７カ月間で実施される予定となっております。なお、マイナポイント事業につきましては、本市といたしましても、３月号の広報いいづかにて周知をいたしておるところでございます。
○議長（上野伸五）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　もうじき配られる３月の市報ということですけども、このマイナポイントが一つのトリガーとして発行枚数が伸びるようにお願いいたします。
　次に、２０２１年３月からマイナンバーカードを健康保険証として利用する予定というふうになっておりますが、その概要についてお願いします。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、オンラインによる資格確認等の仕組みが必要となります。オンライン資格確認等の詳細な仕組みはまだわかっておりませんが、マイナンバーカードは１人１枚ですので、それに対応するためには、現在、世帯ごととなっている国民健康保険被保険者番号に２桁の個人番号を持たせるための国保システムの改修が必要となります。令和２年度末までにそれを実施する予定でございます。
○議長（上野伸五）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　次に、各種行政サービスの利便性について伺います。マイナンバーカードは行政の効率化、スリム化に資するために、市町村が独自でサービスを行うことができるようになっておりますが、先進事例について、わかる範囲でお願いいたします。
○議長（上野伸五）
　総務部長。
○総務部長（久世賢治）
　先進事例についてですが、１つ目は窓口支援でございます。マイナンバーカードの券面情報を利用し、氏名、住所、性別、生年月日の基本４情報を記載した申請書を発行することで、迅速な窓口対応を実現できます。導入自治体は、姫路市、三条市、近隣では福岡市や春日市が導入されております。これ以降は三条市の活用事例となりますが、２つ目は、選挙の投票入場受付です。期日前投票時や当日投票時の際、選挙システムのカードリーダーを使い、マイナンバーカードを読み取ることで、宣誓書の記載の省略など住民の待ち時間の短縮、職員の作業負担が軽減されます。３つ目は避難所の入退所受付です。手書きの避難者名簿の作成は時間を要し、安否確認への迅速な対応が困難であります。しかしながら、マイナンバーカードの所持者を含む全世帯を登録できる機能を導入し、瞬時に受け付けを可能としております。４つ目は図書の貸し出し受付で、５つ目は職員の出退勤の管理です。実際の勤務状況を的確に把握することができるため、職員の

健康管理に役立てることができます。なお、本市におきましても、マイナンバーカードの利活用を促進するため、マイナンバーカード利活用専門部会を昨年２月に設置し、先進事例等について調査研究を行っております。
○議長（上野伸五）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　今言われました期日前投票、当日の投票時、非常に便利かというふうに思いますので、よろしくお願いします。
　続きまして、次にマイナンバーカード、これが一番言いたかったことなんですけども、貼付する写真について伺います。マイナンバーカードに貼付する写真については、適切な規格等の決まりがあると思いますが、医療上やまたは宗教上の理由や、障がいのある方や寝たきりの方などやむを得ない理由により、適切な規格の写真を撮影できず、医療用の帽子等をかぶる場合の取り扱いはどのようになっているのか伺います。
○議長（上野伸五）
　市民環境部長。
○市民環境部長（永岡秀作）
　やむを得ない理由の場合は、住んでいる市区町村または地方公共団体情報システム機構の個人番号カードコールセンターへ事前にご連絡していただき、理由を記載して申請する等の手続をすることで対応が可能となります。
○議長（上野伸五）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　手続上ちょっと難しいかもしれませんが、最後になりますけれども、私もホームページ上で写真についての記載を探してみましたけれども、なかなか難しくわかりませんでした。先ほども申し上げましたように、警察庁のホームページはわかりやすくなっておりますので、本市のホームページにつきましても改善されるようによろしくお願いいたします。以上でこの質問を終わります。
　次に、２つ目の新生児聴覚検査でございます。質問に入る前に、本市において取り組んでいる少子化問題、子育て支援、子ども医療など、市長を初め執行部の皆様には大変ご努力いただき、一歩も二歩も進めていただいているというふうに感じております。その一つとして、けさもありましたけれども、３歳児健診時の眼科検診では、福岡県下でもほとんどの自治体に導入されていない中、眼科医、これは主観ですけども、眼科医以上の威力を発揮すると言われているスポットビジョンスクリーナーを導入いただき、早期発見、早期治療により、本人はもとより、保護者の方からも大変喜んでいただいております。引き続きよろしくお願いいたします。今回、質問する新生児聴覚検査は、本市が実施している乳幼児健康診査の４カ月児、６カ月児、１歳６カ月児、３歳児の検査では既に遅く、生後１週間での検査がその後の治療に必要と言われております。今回の質問の趣旨は、１つ目が、飯塚市の子どもが１人も漏れることなく健診を受けることの徹底、２つ目が、検査に係る費用の助成についてです。どうぞよろしくお願いします。質問に入ります。現在行われている新生児聴覚検査の内容について、お願いいたします。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　新生児聴覚検査とは、聴覚障がいの早期発見、早期療育を図るために、新生児に対して実施する検査です。新生児聴覚検査には、おおむね生後３日以内に実施する初回検査と、初回検査において再検査であった新生児を対象としておおむね生後１週間以内に実施する確認検査がございま

す。生まれつき聞こえに問題のある赤ちゃんは１千人に１人から２人いると言われております。聞こえにくさがあっても、早期発見することや、早い段階での適切な指導と支援をすることで、言葉の習得のおくれなどを最小限に抑えることができます。検査の種類といたしましては、ＡＡＢＲ、自動聴性脳幹反応、ＡＢＲ、聴性脳幹反応は睡眠下において刺激音を聞かせ、脳波で聴力を診る検査でございます。それから、ＯＡＥ、耳音響放射は、内耳から外耳道へ放射される音への反応で聴力を診る検査がございます。厚生労働省の通知により、検査の結果、支援が必要と判断された新生児に対する療育は遅くとも生後６カ月までに開始されるのが望ましいとされております。

○議長（上野伸五）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

次に、飯塚市内の聴覚検査実施医療機関及びその実施の状況について、どのようになっているのか伺います。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

飯塚医療圏域には４つの産科医療機関がございます。全ての産科医療機関で聴覚検査が行われております。

○議長（上野伸五）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

聴覚検査の実施状況の内容について伺いますが、平成２９年度の厚労省の資料によりますと、福岡県下６０市町村中５９の市町村が検査結果を把握しております。本市はどのようになっているのか伺います。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市出生児の聴覚検査の実施状況は、平成３０年度実績で申しますと、出生者数９８８名に対しまして、受検者９２７名となっております。実施率は９３．８％となっております。ちなみに、前年度の平成２９年度の実施率は８５．９％でございます。聴覚検査を受けている子の確認につきましては、新生児訪問等の際に、母子手帳の検査項目の記載によって確認をしております。

○議長（上野伸五）

４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

本当に大変だというふうに思いますけれども、よろしくお願いします。今答弁いただいた平成３０年度の実績によると、約６０名の子どもさんの検査結果の把握ができてないということになりますけれども、その後のフォローについてどのようになっているのか伺います。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

実施率は４カ月健診までに把握した数で算出いたしております。検査の未実施が確認された場合は、検査の重要性の説明と実施できる医療機関の紹介を行っております。その後の状況確認につきましては、８カ月健診や戸別訪問時になりますが、その段階においては、実際の音による反応などから判断しまして、反応が鈍いお子さんについては、聴覚検査の実施よりも耳鼻科への受診を指導しているところでございます。

○議長（上野伸五）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　後ほども述べますけれども、生後の短期間での検査、治療がその後の人生に非常に大事になってくるというふうに思いますので、よろしくお願いします。
　次に、飯塚市の乳幼児健診の４カ月、８カ月以外の１歳６カ月児健診から３歳児健診では、聴覚検査についてどのようなことを実施しておられるのか伺います。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　乳幼児健診時の聴覚検査は、検査機器による検査というものは特にございませんが、医師が診察時に乳幼児に語りかけることで、その子の反応を確認するとともに、保健師も問診の際に確認をいたしております。また、健診時のカードを利用した課題のときにも、言葉の理解とともに聞こえの確認を行っております。
○議長（上野伸五）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　健診の受診の周知方法について、どのようになっているのかお伺いします。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　保健師は母子手帳の交付時に、母子手帳の交付だけでなく、妊婦健診、健康状態、家族の状況、心配事、出産までの注意などさまざまな話を行います。その中には、出産後にすること、県から交付される先天性代謝異常等検査についても説明し、あわせて聴覚検査の受診の必要性についても説明いたしております。今後は、さらに検査の実施率を高めるため、産科医療機関窓口に設置する受診を促すためのチラシ作成など、啓発活動を実施していくことが必要だと考えております。
○議長（上野伸五）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　チラシの作成ということで、よろしくお願いいたします。
　次に、これは公益社団法人日本産婦人科医会が発表した資料ですけれども、難聴は発見年齢が早く、早期に介入、医療行為ですね、するほど有意に言語性ＩＱが高くなることが示されております。また、これはオランダのライデン大学ですけれども、生後９カ月前後の聴覚検査、それから新生児の聴覚検査で障がいと診断された子どもの３歳から５歳時の発達に及ぼす影響を比較したところ、新生児時点で検査を実施した子どものほうが発達転帰、ちょっと医療用語ですけれど、発達転帰、後ほど調べていただきたいと思いますが、発達転帰、またＱＯＬ、クオリティーオブライフ、生活の質が有意に良好であるというふうに示されております。こういうふうに、本人が１人も漏れなく検査されるように、市のほうからも力強くお願いをしたいというふうに思います。
　次に、２番目に伺いたいところであったんですが、検査の費用について伺います。先ほど言われましたＯＡＥ、それからＡＢＲともに幾らなのかお願いします。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　検査の費用は産科医療機関ごとに違いがありますので一概に言えませんが、近隣の産科医療機関に確認したところ、ＯＡＥ検査は３千円程度、ＡＢＲ検査は５千円程度でございました。

○議長（上野伸五）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　次に、保護者負担について伺いますが、厚労省が平成２９年１月に出した「新生児聴覚検査の実施について」には、新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を積極的に図ることとありますが、公費負担は本市ではどのようになっているのか伺います。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　現在、公費負担は行っておりません。
○議長（上野伸五）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　公費負担は行ってないというようなことですけども、さらに厚労省の文書では、助成については平成１８年度をもって国庫補助を廃止し、平成１９年度の地方財政措置において、少子化対策に関する地方単独措置として、総額において大幅な拡充がなされることにより所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されたことを申し添えますというふうにあります。助成をするようにとのことと思いますけれども、今後検討いただけるか伺います。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　新生児聴覚検査の公費負担を要請する国からの通知については承知いたしております。今後、市として公費負担を検討する上では、未受診者の未受診の理由をまず把握していかなければならないと思っております。また、県内で実施している他市の状況を調査し、導入効果についても調査の上で検討していきたいと考えております。
○議長（上野伸五）
　４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　ぜひ、よろしくお願いいたします。今答弁いただいた未受診者の理由をしっかり把握いただき、本市の全ての子どもが１人も漏れることがないよう、お願いいたします。またここ数年、各市町村で検査費用の助成が進んでおります。他市との違いを明確に打ち出し、転入、定住、また子育てに優しい飯塚市を築いていただくことを要望し、質問を終わります。
○議長（上野伸五）
　引き続き、５番　土居幸則議員に発言を許します。５番　土居幸則議員。
○５番（土居幸則）
　本日最後の質問となります。どうぞ、よろしくお願いします。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私からは、骨髄バンク事業について、お聞きしたいと思います。まず初めに、骨髄バンクという言葉を耳にされた方は多いかと思います。私も何となくは、わかっているつもりでしたが、いざ人から聞かれると答えに窮する状態でした。人というのは、自分自身がその状況に直面しないと、なかなか関心がないものだと思いました。最近では、水泳競泳女子の池江璃花子選手が２０１９年２月１２日に白血病であることを公表して、メディアでもすごく話題になりました。私が白血病という病気を知ったのは、当時２０歳のころ、１９８５年９月に夏目雅子さんという女優さんがお亡くなりになったときです。急性骨髄性白血病により、２７歳の若さでこの世を去ったということで、白血病というのは怖い病気なんだと思ったのを覚えておりま

す。
　またほかに、芸能界やスポーツ界では、歌手の本田美奈子さん、歌舞伎の市川團十郎さん、それからＫ－１で活躍した格闘家のアンディ・フグ選手など、多くの方が命を落とされています。原因は、現在の医学でもはっきりとわかっていないそうです。いつ、誰でも襲われる可能性のある病だということです。また、２０１５年の人口動態調査によると、日本では年間８６３１人が白血病で亡くなっているそうです。発症率は１０万人に約７人だそうです。しかしながら、その後の医療の進歩などにより、白血病治療においても日々新たな発見がなされているが、画期的な治療法はまだ見つかっていないそうです。それでも病を克服し、元気な姿を私たちに見せてくれている方もおられます。俳優の渡辺　謙さんや、めざましテレビのキャスターだった大塚範一さんなど、復帰を果たした方、また現在療養を続け、再起を目指している方などがおられます。こういった方々の病に対し、骨髄バンクというものが非常に重要な役割を担っているそうですが、この骨髄バンクとはどのようなものか、お尋ねします。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　白血病などの治療が困難な血液疾患の患者に対して、有効な治療法として、骨髄移植、末梢血幹細胞移植が行われています。これらの移植手術には、患者と白血球の型ＨＬＡ型が一致した造血幹細胞の提供が必要ですが、このＨＬＡ型が一致する確率は兄弟姉妹で４人に１人、非血縁者間では数百人から数万人に１人と非常にまれなため、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、患者と骨髄を提供する、いわゆる骨髄ドナーの橋渡しのための制度、骨髄バンクが行われております。骨髄バンクは、骨髄ドナーとしてあらかじめ登録し、移植を希望する方の白血球の型が適合したときに、骨髄移植等ができるシステムでございます。
○議長（上野伸五）
　５番　土居幸則議員。
○５番（土居幸則）
　移植手術というものは、臓器移植等も含め、血液型や遺伝子など細かな条件がクリアされないと実現できないそうですが、そういったことを考えると、家族、親族、友人、知人、そして地域やその他日本中の方が協力し支え合う、この骨髄バンクというものが、患者さんにとってどれだけ心強いか理解できました。しかしながら、私もこの年齢になるまで、この骨髄バンクや臓器提供意思表示カードなど知ってはいるものの、何一つ一歩踏み込んで行動ができていませんでした。お恥ずかしい話ですが、対岸の火事、機会があれば、またそのときにという思いでした。ところで、この骨髄バンク事業の中には、骨髄バンクユースアンバサダー制度というものがあるそうで、現実問題として骨髄バンクには課題がいっぱいで、若いドナーがとても少ない、また年齢超過等で卒業するドナーが毎年２万人以上など、そういった悩みを克服するため、ＰＲイベントやドナー登録会、またＳＮＳ等を使った広報活動など、若い世代に骨髄バンクを知ってもらうための活動に力を注いでいるとのこと、そのほかにも登録ボランティア制度というものがあり、日本骨髄バンクの事務局で封筒の宛名書きや発送など、軽作業への協力などを募る仕組みなどがあるそうですが、各種団体、いろいろな組織や集まりなど、それぞれに共通して人や物、そして資金集めなど、活動に際しては苦慮されていますが、ここでお尋ねします。骨髄バンク及びドナー登録の必要性について、具体的に教えてください。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　日本では、毎年新たに約１万人以上の方が白血病などの血液疾患を発症していると言われており、そのうち骨髄バンクを介する移植を必要とする患者さんは、毎年２千人程度おられます。骨

髄バンクのドナー登録者数は、年々増加傾向にあり、これまで２万件以上の骨髄移植、末梢血幹細胞移植が行われました。しかし、ドナー候補者の健康状態などによっては、骨髄液などの提供ができない場合もあるため、ＨＬＡ型が適合するドナー候補者が見つかったとしても、移植を受けられない患者さんがいるというのが実情であり、患者さんが移植のチャンスを得るためには、より多くの方々に骨髄バンクと移植について、ご理解いただき、ドナー登録をしていただくなどの協力を得る必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

５番　土居幸則議員。

○５番（土居幸則）

移植が必要な方が毎年２千人程度いらっしゃるとのことで、その患者さんに適合するドナーの方を見つけようと思ったら、相当数の方がドナー登録する必要があるということですね。これだけ情報化が進んだ現在、いろいろな媒体を通じて、広報や告知を広げ、より多くの方々に関心と協力をお願いしたいと思います。献血などは、地域のライオンズクラブさんなどが定期的に実施されて、市民の方への認知度も随分高まっているかと思いますので、ぜひ、この骨髄バンク事業についても、多くのご理解とご協力を得られることを期待します。

では次に、この事業においての活動の実績等について、お尋ねします。非血縁者間における直近３年間の移植実施数やこれまでの総移植実施数について、教えてください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

日本骨髄バンクのホームページのデータによりますと、非血縁者間の移植実施数は２０１７年度が１２４１件、２０１８年度が１２１４件、２０１９年度が１０４１件となっております。また、１９９３年１月のデータ取得開始から２０２０年１月末現在までの移植実施数は、２万４０４３件となっております。

○議長（上野伸五）

５番　土居幸則議員。

○５番（土居幸則）

過去３年間の移植実施数を見ると、おおむね横ばいに推移し、その詳細を見ると移植累計数は少しずつ実績を重ねられ、地道な活動の成果が出ているように思いました。

では次に、ドナー登録できる条件と登録者数について、教えてください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

ドナー登録できる条件といたしましては、１つ目に、骨髄・末梢血幹細胞の提供内容を十分に理解している方、２つ目に、年齢が１８歳以上５４歳以下の方で健康な方、３つ目が、体重が男性４５キロ以上、女性が４０キロ以上の方で、これらの条件を全て満たす必要がございます。また登録者数については、２０１８年１月末現在４８万３０６９人、２０１９年１月末現在では、４９万４０８４人、２０２０年の１月末現在では、５２万８１１９人と年々増加傾向にあります。しかしながら、ドナー登録年齢が超過、５５歳に到達するなどで登録取り消しになるドナーが毎年約２万人おられること、今後、少子高齢化が急速に進むことなどから、登録者数については減少していくことが懸念されているところでございます。

○議長（上野伸五）

５番　土居幸則議員。

○５番（土居幸則）

おっしゃるとおり、少子高齢化はいろいろな分野に影響を及ぼしているかと思います。１８歳

から５４歳までとのことですが、せっかく登録に協力しても５４歳で取り消しとなることを考えると、常に毎年、普及拡大させる必要があると思います。そうすると、ドナー登録に対する正しい認識や登録の際の手続や実施までの過程の簡素化やサポートなど、現状での体制を工夫、改善することが急務だと思います。そこで、少しデータを分析したところ、この骨髄バンクへの月別のドナー登録者数はというと、ここ直近の３カ月では１１月が３９０４人、１２月が３２１８人、そして、ことし１月が３２９３人だそうです。それから、ことし１月の移植件数は、骨髄提供、末梢血幹細胞提供、合わせて途中経過で９６人だそうです。世代別の分布については、４０代が最も多く、次いで３０代、２０代、５０代、そして１０代だそうです。これからのことを考えると、やはり１０代、２０代の若い世代の登録が待ち遠しいと思います。また、年度別で見ると、２０１４年度の２万６３８０人から２０１８年度の４万９１５１人と増加傾向にあるというのは、大変喜ばしいことだと思います。そして、人口１千人当たりにおける登録者数は、東京、埼玉、大阪に次いで、福岡は第４位だそうで、県民の皆さまの意識の高さを感じました。

それでは次に、骨髄等移植ドナー助成制度について、少しお伺いします。ドナー登録を経て、後に正式にドナーに選ばれたら、実際の移植までにいろいろな準備、手続、体調管理、そして入院が必要と聞いたことがあります。そうなると時間的制約や精神的負担、仕事や家庭への影響など、かなり大きなものがあるかと思います。そこで、ドナー登録への抵抗感や負担の軽減策として、骨髄等移植ドナー助成制度というものがあるそうですが、その内容についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

骨髄や末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法であり、毎年多くの患者が移植を希望されています。しかし、日本骨髄バンクを介して実際に移植が受けられる患者は、約半数にとどまっております。その背景としては、提供者側の健康上の理由に加え、骨髄や末梢血幹細胞を採取する際は、数日間、通院や入院する必要がございます。そのため、時間的に拘束されるなどの負担があることが指摘されております。そのため、骨髄や末梢血幹細胞の提供者の休業による経済的負担を軽減し、骨髄や末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の推進を図るため、骨髄や末梢血幹細胞の提供を行った方に対して助成を行う事業でございます。

○議長（上野伸五）

５番　土居幸則議員。

○５番（土居幸則）

ドナー登録への第一歩を後押ししてくれるようなありがたい制度だと思います。行政には、医療、建築、福祉など、数多くの補助や助成制度があり、市民生活をより快適、安全、安心しておくれるような配慮があり、すごくありがたいことだと思います。市民の皆さまが日々の暮らしの中で、充実感と幸福感、そして満足感を得られるよう、それぞれが知恵を出し合うことが本市の発展にもつながることと思います。そこでお尋ねしますが、骨髄等移植ドナー助成制度については、本市でも導入されているのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市では、導入いたしておりません。

○議長（上野伸五）

５番　土居幸則議員。

○５番（土居幸則）

本市では、まだ導入されていないとのことですが、先ほどのご回答で、移植の実施数やドナー登録者数などについては、これまでの実績、動向というものが見えてきましたが、では次に、私

たちを取り巻く近隣自治体の状況について、お尋ねします。それぞれの自治体の人口規模や産業構造など違いはありますが、骨髄等移植ドナー助成制度の近隣自治体の導入状況について、お答えください。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　日本骨髄バンクのホームページのデータによりますと、提供ドナーへの助成を行っている自治体については、２０２０年２月１４日現在、４１都道府県の６２６自治体が助成を行っております。福岡県内におきましては、芦屋町、うきは市、遠賀町、大木町、岡垣町、大野城市、北九州市、古賀市、新宮町、水巻町、みやま市、宗像市、柳川市、八女市の１４自治体が助成を行っております。
○議長（上野伸五）
　５番　土居幸則議員。
○５番（土居幸則）
　本市の周りでは、１４の自治体がこの制度を導入されているとのことですが、かなり近いところの市町村で取り組みがなされているようで、その状況から、この制度の必要性や取り組む際の負担、課題等については、克服がさほど困難ではなさそうに思いますが、そこで、ただいまご紹介のありました近隣自治体のうち、北九州市の助成内容について、お尋ねします。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　北九州市の助成金の額は、骨髄等の提供のための通院または入院及び面談の日数に２万円を乗じて得た額とし、１回の提供につき１０万円としています。ただし、交付対象となるものが属する企業、団体等が定める休日及びドナー休暇制度、これは骨髄等を提供するに当たり必要な骨髄バンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別有給休暇として認める制度のことでございますが、この休暇制度を利用して取得した休暇については、この日数から減ずるものとなっております。
○議長（上野伸五）
　５番　土居幸則議員。
○５番（土居幸則）
　実際にドナーとなって提供する際は、８回前後、平日の日中に医療機関に出向く必要があるそうですが、その日数をドナー自身の有給休暇を使うのではなく、勤務先がその休日を特別休暇として認めてくれるのがドナー休暇制度だそうですが、このような休暇があるとドナー登録へのハードルも低くなり、より身近になるかと思います。そこでご質問ですが、ただいまのご答弁にもありましたドナー休暇制度については、本市でも導入しているのか、お尋ねします。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　ドナー休暇制度については、本市市役所でも既に導入いたしております。飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第１８条において、特別休暇の規定を設け、別表２で「職員が骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務をしないことがやむを得ないと認められるとき」と規定いたしております。その期間については、「必要と認められる期間」といたしております。

○議長（上野伸五）
　５番　土居幸則議員。
○５番（土居幸則）
　ドナー助成制度については、本市においてはまだとのことでしたが、ドナー休暇制度については、もう既に導入されているとお聞きし安心しました。大手企業様等では、この制度を導入・活用されているということを耳にしたことがございますが、中小零細企業になると、そういった福利厚生が十分にそろっていないところも多いようです。そうなると、このような活動に対し、興味や思いがあっても、現実には協力、活動できない方がふえ、社会貢献の機会が失われてしまいます。働き方改革という言葉が声高に叫ばれ、労働時間の短縮や賃金の底上げなど実現しつつある現在、社会福祉の分野においても相互扶助の実現が伴ってこそ、住みやすいまち、住み続けたいまちとなるのではと思います。
　そこで次に、福岡県においては、ドナーに対する助成制度がないのか、お尋ねします。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　福岡県では、令和元年７月から市町村が骨髄等を提供するドナーに対して助成をする場合に、その経費の一部を補助する「福岡県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」を新設いたしております。これは直接、提供ドナーへの助成を行うものではなく、助成制度を導入した市町村に対し、予算の半分を補助する制度であり、補助額は提供ドナーへの助成の２分の１となっております。最大は１４万円となっております。
○議長（上野伸五）
　５番　土居幸則議員。
○５番（土居幸則）
　県では、ドナー助成事業補助金という制度が新設されているとのことで、各自治体で実際に助成制度を導入する際に弾みがつくかと思われます。それから、民間の生命保険会社様の保険商品で、骨髄ドナーに対する給付等がある商品が開発されているとお聞きしております。この保険の被保険者が、ドナーとして骨髄移植を目的とした骨髄幹細胞の再手術、または末梢血幹細胞の再手術を受けた場合に、基本給付金額の２０倍を手術給付金として支払う等、保険会社において、支払い基準に若干の違いはあるものの、民・官それぞれが努力をされているなと感じております。
　ところで、ことしはオリンピック、パラリンピックイヤーですが、本市においては、車いすテニス、パラリンピック水泳の事前キャンプ地ですので、国籍、性別、ハンディキャップの有無を問わず、いろいろな方が来られます。そのような方々と心の垣根を越えて、お互いを理解し、尊重し合える人間性を身につけることが大切ではないかと思います。そういった意味で、他者への思いやりの活動である、この骨髄バンク事業への取り組みは、まずその一歩につながるかと思われます。そこで次に、本市における今後の方向性について、お尋ねします。
○議長（上野伸五）
　市民協働部長。
○市民協働部長（久家勝行）
　質問議員が冒頭にお話しされましたように、昨年２月に競泳女子の池江璃花子選手が白血病を公表したことをきっかけに、骨髄移植や末梢血幹細胞移植への関心が高まっており、骨髄バンクにドナー登録する人も急増していると聞き及んでおります。国においても、ドナー休暇制度の普及活動を支援することが公表され、全国的にドナー登録に対する気運が高まっております。今後、本市におきましても、骨髄等移植ドナー助成制度については、県内で実施している市町村の状況を調査し、導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）
　５番　土居幸則議員。
○５番（土居幸則）
　健幸都市いいづかをハード、ソフト両面で充実させる上でも、この骨髄等移植ドナー助成制度は、市民の皆さまへの安心のパスポートになると期待しておりますので、制度導入に向けて、具体的かつ建設的な検討及び判断がなされることを期待して、私の一般質問を終わります。
○議長（上野伸五）
　本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明３月５日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。
　以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　３時４２分　散会

◎　出席及び欠席議員

（　出席議員　２８名　）

１番	上　野　伸　五	１５番	田　中　裕　二
２番	坂　平　末　雄	１６番	吉　松　信　之
３番	光　根　正　宣	１７番	福　永　隆　一
４番	奥　山　亮　一	１８番	吉　田　健　一
５番	土　居　幸　則	１９番	田　中　博　文
６番	兼　本　芳　雄	２０番	鯉　川　信　二
７番	金　子　加　代	２１番	城　丸　秀　髙
８番	川　上　直　喜	２２番	松　延　隆　俊
９番	永　末　雄　大	２３番	瀬　戸　　光
１０番	深　町　善　文	２４番	平　山　　悟
１１番	田　中　武　春	２５番	古　本　俊　克
１２番	江　口　　徹	２６番	佐　藤　清　和
１３番	小　幡　俊　之	２７番	道　祖　　満
１４番	守　光　博　正	２８番	秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	井桁政則		
議会事務局次長	村上　光	議事調査係長	岩熊一昌
議事総務係長	太田智広	書　記	伊藤拓也
書　記	安藤　良	書　記	今住武史

◎　説明のため出席した者

市　長	片峯　誠	都市建設部次長	中村洋一
副市長	梶原善充		
教育長	西　大輔		
企業管理者	石田愼二		
総務部長	久世賢治		
行政経営部長	藤中道男		
都市施設整備推進室長	山本雅之		
市民協働部長	久家勝行		
市民環境部長	永岡秀作		
経済部長	諸藤幸充		
福祉部長	實藤和也		
都市建設部長	堀江勝美		
教育部長	久原美保		
企業局長	原田一隆		
公営競技事業所長	浅川亮一		
福祉部次長	石松美久		